

第一 条

日本体育大学授業料等納付規定

授業料は学部、選科及研究科に於て左の通りとする
分納するも或は前期に全額を納入するも随意とする

期	部 科	
	学 部	選 科
前期 自四月 一日 至九月 三十日	五〇〇〇円	三〇〇〇円
後期 自十月 一日 至三月三十一日	五〇〇〇円	三〇〇〇円
計	一〇、〇〇〇円	六〇〇〇円
		一 一六〇〇円
		五八〇〇円
		五八〇〇円
		五八〇〇円

第二 条 授業料は每学期始業後一週間以内に納入すること

第三 条 入学検定料は各学科を通じて金千円とする

第四 条 入学金は各学科を通じて金参千円とする

- 第五條 既納の授業料、検定料及入学金等は如何なる理由があつても之を返付しない。
- 第六條 学生であつて退学し、除籍され、又は放学を命ぜられたときは、その期の授業料は之を徴收する。

〔大学設置認可綴（昭和二十四年三月）〕

八四 日本体育大学学則（現行）

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

第1條 本学は、教育基本法の規定する教育の目的と方針にのつとり広く知識を授け、深く保健体育に関する学術と實際を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を練磨しもつて教養高き人材を育成し、併せて国民の健康と体育文化の向上に貢献することを目的とする。

第 2 節 構 成

第2條 本学に大学院及び体育学部を置く。

2 大学院に関する事項は、別にこれを定める。

第3條 本学に体育専攻科を置く。

2 体育専攻科に関する規程は、別にこれを定める。

第4條 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

昭和24年3月25日 制 定
昭和50年4月1日 全部改正
平成2年3月28日 最近改正

第5条 本学に体育研究所を置く。

2 体育研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第6条 本学にスポーツトレーニングセンターを置く。

2 スポーツトレーニングセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第6条の2 本学に健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関する規程は、別にこれを定める。

第3節 職員組織及び職務

第7条 本学の職員組織は、国立学校設置法施行規則の定めるところに準じ、職員の職務に関しては、学校教育法その他法令の定めるところによる。

2 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

3 学部長は、学部に関する事項を掌理する。

4 学生部長は、学生部に関する事項を掌理する。

5 図書館長は、図書館に関する事項を掌理する。

6 体育研究所長は、体育研究に関する事項を掌理する。

7 スポーツトレーニングセンター所長は、スポーツトレーニングセンターに関する事項を掌理する。

8 健康管理センター所長は、健康管理センターに関する事項を掌理する。

9 教授は、学生を教授し、その研究を指導し及び研究に従事する。

10 助教授は、教授の職務を助け、授業及び研究に従事する。

11 講師は、教授又は助教授に準じる職務に従事する。

12 助手は、教授、助教授及び講師の職務を助ける。

13 事務職員は、教務、庶務、経理等の事務に従事する。

- 14 技術職員は、技術に関する職務に従事する。
15 非常勤職員は、委嘱された職務に従事する。

第 4 節 教授会・運営協議会・委員会

第 8 条 本学に必要な事項を審議するため教授会を置く。

- 2 教授会は教授、助教授及び専任講師をもつて構成する。
3 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 学部、学科及び研究施設の設置、廃止に関すること。
- (2) 教育課程、授業及び試験等に関すること。
- (3) 学生の定員に関すること。
- (4) 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業等に関すること。
- (5) 学長候補者選考委員の互選に関すること。
- (6) 学則並びに諸規程に関すること。
- (7) 本学教員の人事に関すること。
- (8) 本学の予算概算に関すること。
- (9) 学生の補導及び厚生に関すること。
- (10) 学生の表彰及び懲罰に関すること。
- (11) 各種委員会委員等の選出に関すること。
- (12) その他教学に関する重要な事項

第 9 条 本学に運営協議会をおく。

- 2 運営協議会の規程は、別にこれを定める。

第10条 本学に委員会を置くことができる。

2 各委員会に関する規定は、別にこれを定める。

第2章 学 事

第1節 学科、学生定員、授業科目及び履修方法

第11条 体育学部に次の学科を設ける。

(1) 体育学科

(2) 健康学科

(3) 武道学科

(4) 社会体育学科

第12条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

体育学科	入学定員	570人	総定員	2、280人
健康学科	同	120人	同	480人
武道学科	同	120人	同	480人
社会体育学科	同	120人	同	480人

第13条 本学の教育課程は、一般教育科目、外国語科目、専門教育科目及び教職に関する専門科目とする。

第14条 学生は、在学中に次の単位を修得しなければならない。

- (1) 一般教育科目 24単位以上
 - (2) 外国語科目 8単位以上
 - (3) 専門教育科目 92単位以上（保健体育科目を含む。）
- 合 計 124単位以上

第15条 教育職員免許状を取得するためには、前条の単位の履修にあたり、教育職員免許法（昭和24年法律第

147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の規定するところにより、履修しなければならぬ。

2 本学の各学科において取得できる資格及び免許の種類は次のとおりとする。

学科 取得できる資格及び免許

体育学科 高等学校 一種免許状(保健体育)

中学校 一種免許状(保健体育)

健康学科 高等学校 一種免許状(保健体育)

中学校 一種免許状(保健体育) 養護教諭一種免許状

武道学科 高等学校 一種免許状(保健体育)

中学校 一種免許状(保健体育)

社会体育学科 高等学校 一種免許状(保健体育)

中学校 一種免許状(保健体育)

体育専攻科 高等学校 専修免許状(保健体育)

中学校 専修免許状(保健体育)

第16条 各学科の授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

第17条 授業科目に対する単位数は、次の基準により算出する。

(1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもつて1単位とする。

(2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもつて1単位とする。

(3) 体育実技、実験、実習、教育実習等の授業については、毎週3時間15週の実技、実験又は実習を

もつて1単位とする。

第18条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は、研究報告により修得を認定する。単位の修得及び試験等に関する細則は、別にこれを定める。

第18条の2 大学が教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は外国の大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修し、又は外国の大学に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を限度として、教授会の議を経て認めることができる。

第19条 履修科目に関する試験は、毎学期末又は毎年度末に行う。

2 試験の成績は、A・B・C・Dの4種の評語をもつて表わし、A・B・Cを合格とする。

第2節 修業年限、卒業及び学士号

第20条 本学の修業年限は4年とする。ただし、在学期間は、8年を越えることができない。

第21条 本学に4年以上在学し、定められた授業科目及び単位数を履修した者については学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 編入学者の卒業については、別にこれを定める。

第22条 卒業者には、体育学士の称号を授ける。

第3節 学年、学期及び休業日

第23条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第24条 学年は、次の2学期とする。

前学期 4月1日より9月30日まで

後学期 10月1日より翌年3月31日まで

第25条 学年中の定期休業日を次のとおりとする。

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

日曜日

開学記念日 9月20日

春季休業 3月10日から4月5日まで

夏季休業 7月1日から8月31日まで

冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

第4節 入学、休学、退学、転学科、転学、編入学及び除籍

第26条 入学の時期は、毎学年の始めより30日以内とする。

第27条 入学資格者は、学校教育法第56条及び学校教育法施行規則第69条の規定により、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者
- (5) 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

者

第28条 入学者は、入学志願者について、学力試験及び健康診断その他の結果により教授会で選考の上、学長が許可する。

第29条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず入学を許可することがある。

- (1) 退学した者で更に同一の学部に入學を志願する者
- (2) 他の大学の学部を卒業した者

第30条 一度退学した者が再入學を願ひ出た場合は、審査の上、教授会の議を経て、これを許可することがある。

2 転学科を願ひ出た場合は、審査の上、教授会の議を経て、これを許可することがある。

第31条 入學を許可された者は、別に定める書式により、宣誓をしなければならぬ。理由なくして宣誓をしない者は入學を取り消す。

第32条 入學を許可された者は、正副2名の保証人を定め、本學の指定する期間内に届出なければならぬ。

2 保証人は学生の在學中一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人のうち、正保証人は父母又は成年の親族、副保証人は本學所在地（近接を含む。）に居住する者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。

4 保証人を變更しようとするとき又は、転居したときは直ちに届出なければならぬ。

第33条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2か月以上就學ができないときは、理由を具して学長に願ひ出て、許可を得て休學することができる。疾病により休學するときは医師の診断書を添付しなければならぬ。

2 伝染性の疾病又は精神障害のため、就學することが適當でないと認められた者には、一定期間休學を命ずることがある。

3 休学期間は、その学年末までとする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き休学を願ひ出ることが出来る。

4 休学期間は、通算して4年をこえることができない。

5 休学期間は、第20条の在学期間には算入しない。

6 休学期間満了のとき又は休学期間内であつてもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第34条 退学を希望する者は、その理由を具して学長に願ひ出て許可を受けなければならない。

第35条 他の大学から本学に転学を志願するものがあるときは、収容力がある場合に限り、その理由及び学力等を審査の上、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 転学願書には、現に在学する大学の学長の承認書を添えなければならない。

第36条 編入学を志願する者があるときは、前条を準用し、編入学の資格は、大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者とする。

2 転入学及び編入学を許可された者の既修得単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱いについては、別に定める。

第37条 本学から他の大学へ転学を希望する者は、本学学長の承認を得なければならない。

第38条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料その他諸納入金を納入しないで、納入期限後30日に及ぶ者

(2) 第20条に定める在学年限を超えた者

(3) 第33条第4項に定める休学期間を超えてなお就学できない者

(4) 死亡又は行方不明の者

第 5 節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費

第39条 入学を志願する者は、入学願書に添えて入学検定料を納入しなければならない。

2 転学、再入学及び編入学する者には、前項の規定を準用する。

第40条 入学者は入学金、授業料、施設設備費、実習費その他の学費を、定められた期日までに納入しなくてはならない。納入しない者は、入学を許可しない。

2 転学、再入学及び編入学する者には、前項の規定を準用する。

第41条 授業料は、次の2期に納入しなければならない。

前期 4月1日から同30日まで

後期 10月1日から同31日まで

2 転学、再入学及び編入学した者の授業料は、その者と該当年次の在學生と同額とする。

第42条 学生は、所定の学費を定められた期日までに納入しなければならない。

第43条 入学検定料、入学金、施設設備費及び授業料は、別表2の定めるところによる。

第44条 転学、退学及び除籍者については、その者が在学していた学期までの授業料を徴収する。

第45条 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、これを徴収する。

第46条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、いかなる理由があつても還付しない。

第47条 休学を許可された者の授業料は、休学学期の翌学期から免除する。

第6節 選科生、聴講生、委託生、研究生及び外国人学生

第48条 本学学部所定の授業科目中1科目又は数科目の選修を願ひ出る者があるときは、学生の学習を妨げない場合限り、選科生として入学を許可することがある。

2 選科生の入学資格は、第27条の各号の一に該当する者でなければならない。

3 その他選科生に関する規程は、別に定める。

第49条 本学学部所定の授業科目中1科目又は、数科目を選んで聴講を願ひ出る者があるときは、学力選考の

上、学生の学習を妨げない限り聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する規程は別に定める。

第49条の2 他の大学、短期大学又は外国の大学の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として受入れることがある。

第50条 教育委員会、学校その他の公共機関から委託がある場合は、学力、経歴を選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は別に定める。

第51条 本学学生以外の者で、本学において研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は別に定める。

第52条 第27条各号の一に定める資格を有する外国人の入学志願者であつて、外国公館又は、本邦在外公館の紹介のある者は、選考の上、1学年10名以内において入学を許可することができる。

2 その他外国大学生に関する規程は、別に定める。

第7節 賞 罰

第53条 善行のあつた者、学業その他の活動において、優秀な成績を挙げた者に対しては、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

第54条 本学学則に違反し、学生の本分に悖る行為があつたと認められた者に対しては、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常ならない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第55条 学生団体の活動が本学の使命に反すると認められた場合は、教授会の議を経て、学長がその団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

第 8 節 学 生 寮

第56条 本学に学生寮を附設する。

2 学生寮に関する規程は、別にこれを定める。

第 9 節 改 正

第57条 学則の改正は、教授会の議を経るものとする。

附 則

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 昭和48年度以前に入学した者に対する授業料目及び単位数は、第14条の規定にかかわらずなお従前の例による。

3 昭和49年度以前に入学した者の授業料は、第43条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

1 教育課程の変更については、昭和53年3月24日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年7月23日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

教育課程の変更については、昭和57年12月8日から施行し、昭和54年4月1日以降入学した者から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員
体 育 学 科	750人
健 康 学 科	160人
武 道 学 科	120人
社 会 体 育 学 科	160人

附則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、入学検定料、授業料及び施設費については、平成2年度入学する者から適用する。

附則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。
別表1

授業科目及び単位数

1 一般教育科目(4学科共通)

の分野	人文の分野	区分	
日 本 国 憲 法 経 済 学 社 会 学 歴 史 学	国 語 現 哲 学 倫 理 学 心 理 学 文 学 芸 術 (音 楽) 計 画 学	授業科目目	
2	2	必修	単
2 2 2	1 0 2 2 2 2 2	選択	位
		自由	数
	6 単 位 以 上	単 位 数	卒 業 要 件
		備	考

区分	2 外国語科目(4学科共通)	総合科目		自然の分野					社会	
		合計	総合計	総合科目目II I	生計学	統計学	初等調査法	応用統計学	生物数学	社会計学
単位	8		2 2	2				2	2	
	30	2 2	8 2 2 2 2					1 0 2 2		
卒業要件		24単位以上	2単位以上	6単位以上				6単位以上		
	備考									

区分	a	3 共通専門教育科目(4学科共通)	外国語科目											
			計	中 国 語	仏 語	独 語	独 語	独 語	独 語	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語
授業科目			語	語	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
単 位 数			8							2	2	2	2	必修
														選択
			1 4	2	2	2	2	2	2	2				自由
卒業要件			8 単 位 以 上											単 位 数
備 考														

教 科 に 関 す る 専 門 教 育 科 目																	
解剖生理学	運動生理学	キネシオロジ	トレーニング論	発育発達論	栄養学(食品学を含む)	体育心理学	衛生学	救急看護	スポーツ医学(マツ	サージ概論を含む)	体育原理	体育史	体育社会学	体育経営管理学	体育測定評価	学校保健(小児保健を含む)	
																	必修
																	選択
																	自由
																	単 位 数

科 目								区 分	
グ	水	体	体	陸	陸	器	器	授 業 科 目	
ン				上	上	械	械		
ス		操	操	競	競	運	運		
I	泳	II	I	II	I	II	I		
	0	0	0	0	0	0	0	必 修	単 位
	5	5	5	5	5	5	5		
	0							選 択	数
	5							自 由	
								単 位 数	卒 業 要 件
								備 考	

b
実 技

計	精 神 保 健	生 涯 ス ポー ツ 概 論	コ ー チ ン グ 論	学 校 安 全 全
	4	2	2	2
0				
4				
0				
単 位				

		専 門 教 育															
計	ス ポ ー ツ	ロ	バ	卓	軟	ソ	レ	相	剣	柔	ラ	サ	ハ	バ	バ	ダ	ダ
		ー	ド	球	式	フト	ス	撲	道	道	グ	ッ	ン	ス	ス	ス	ス
		ガ	ミ		テ	ポ	リ				ビ	カ	ド	ケ	レ	ン	ス
		ナ	ン		ニ	ール	ン						ポ	ット	ー	ス	ス
		イ	ト	球	ス	・	グ						ール	ポ	ル	III	II
		ズ	ン			野							ル	ール			
		ド	ン	球		球							ル	ール			
5	0												0	0	0		
・	・												・	・	・		
5	5												5	5	5		
6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・				・	・
5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				5	5
9																	
・																	
5																	
単																	
位																	
以																	
上																	

c
実験・実習等

計	専 門 教 育 科 目						区 分		
	卒 業 研 究	演 習 2	演 習 1	キ ャ ン プ ス 実 習	海 浜 実 習	コ ン ピ ユ ー タ 実 習	運 動 処 方 実 習	保 健 ・ 体 育 学 実 験 法	授 業 科 目
1 0 ・ 5	3	2	2	1	1	0 ・ 5	1	必 修	単 位 数
								選 択	
1					1			自 由	
1 0 ・ 5 単 位								単 位 数	卒 業 要 件
								備 考	

d 教職に関する専門教育科目（4学科共通）

合 計	教 職 科 目		区 分	
	教道生特教学 育徳活別育習 計教育指動心指 実の導の理導 習究論究学論	人保保健教 権育健科育 計科科教原 教教育教 育法教育理	授 業 科 目	
8		8 2 2 2 2	必修	単 位 数
			選択	
1 3	1 3 3 2 2 2 2 2		自由	
8 単 位 以 上		8 単 位	単 位 数	卒 業 要 件
2 1 単 位			単 位 数	要 修 得
			備 考	

4 学科ごとの専門教育科目
a 体育学科

区 分	授 業 科 目	単 位 数			単 位 数	卒 業 要 件	備 考											
		必 修	選 択	自 由														
科 目	体 育 学 概 論 学 校 体 育 概 論 野 外 教 育 概 論 学 校 経 営 論 学 校 保 健 体 育 特 論 I 学 校 保 健 体 育 特 論 II 学 校 保 健 体 育 特 論 III ス ポ ー ツ 科 学 論 競 技 ス ポ ー ツ 方 法 論 ス ポ ー ツ 行 政 ス ポ ー ツ マ ネ ー ジ ム ン ト 論 専 攻 身 体 運 動 演 習 I 専 攻 身 体 運 動 演 習 II	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

教			育																	
バレエボール研究	ダンス研究	水泳研究	陸上競技研究	器械運動研究	体操研究	ティーピング指導実習	シヨーン指導実習	グループプレクリエー	競技力向上指導実習	教材指導実習	ゴルフ指導実習	スケート指導実習	スキー指導実習	水泳指導実習	企業経営管理論	市場調査論	スポーツサービス論			
1	1	1	1	1	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	2		
						4	単	位	以	上					1	4	単	位	以	上

専

門

アーチェリー研究	トレーニング研究	ゴルフ研究	専攻実技研究 II	専攻実技研究 I	レスリング研究	相撲研究	剣道研究	柔道研究	スポーツ研究	ローオーガナイズド	ソフトボール研究	バドミントン研究	卓球研究	軟式テニス研究	ラグビー研究	サッカー研究	ハンドボール研究	バスケットボール研究
----------	----------	-------	-----------	----------	---------	------	------	------	--------	-----------	----------	----------	------	---------	--------	--------	----------	------------

1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

	区分	
健康教育学	予防医学	健康管理学
2	2	2
2	2	2
	必修	単 位 数
	選択	
	自由	
	単 位 数	卒業要件
	備考	

b 健康学科

合 計				
	公衆衛生学計	計	研究	研究
70		30	1	1 1
2	2 2			
24	単位以上	6	単位以上	

合 計	養護教職科目	専 門
	計	養 護 計 臨 床 実 習 教 育 課 程 論 心 理 学
2 4		
4 6	8 4 2 2	3 8 2 2 2 2 1 1 2 3 3
2 4 单 位		

c

武道学科

科 目	区 分	
剣道特論Ⅰ 剣道技術論 剣道指導論 剣道史 柔道特論Ⅰ 柔道技術論 柔道指導論 柔道史 武道学特論Ⅲ(相撲) 武道学特論Ⅱ(剣道) 武道学特論Ⅰ(柔道) 武道倫理 古典・古武道研究 武道史概説 武道学概論	授 業 科 目	
	必 修	単 位 数
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	選 択	
	自 由	
	単 位 数	卒 業 要 件
	備 考	

教		育	
空 手 研 究	相相相相劍劍劍劍柔柔柔柔 計撲撲撲撲道道道道道道 IV III II I IV III II I	相相相相 撲撲撲 計特技指撲 論術導 I 論論史	
		8	
	1 1/2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 2 2 2 2 0	
	4 單位 以上		
	1 8 單 位 以 上		

合 計	専 門	
	スキー指導実習 スケート指導実習 公衆衛生学 スポーツ行政 学校経営論 学校保健体育特論Ⅰ 学校保健体育特論Ⅱ 学校保健体育特論Ⅲ 計	少林寺拳法研究 合気道研究 なぎなた研究 計
8		
4 6		4 1 1
1 4	1 4 2 2 2 2 2 2 1 1	
2 4 単 位 以 上		2 単 位 以 上

d

社会体育学科

科 目	区 分	
社会教育の基礎 社会教育計画 社会教育特講Ⅰ 社会教育特講Ⅱ 社会教育特講Ⅲ 運動処方論 カウンセリング アスレティックリハ ビリテーション スポーツと栄養 スポーツ行政 企業経営管理論 労働関係法規 市場調査論 エコロジー概論	授 業 科 目	
4	必 修	単
2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4	選 択	位
	自 由	数
	単 位 数	卒 業 要 件
	備 考	

教 育

エアロビクスI エアロビクスII セラビューティック レクリエーション ウエルネス実技 ゴルフ アーチエリー ソフトボール・野球 硬式テニス	現代余暇論 観光行政・財政論 レジャー産業論 野外活動論 社会教育演習 (実習を含む) スポーツ&ウエル ス演習(実習を含む) アウトドア&リゾ ト演習(実習を含む)
}	計 4
0 0 0 0 0 0 0 5 5 5 5 5 5 5	4 4 2 2 2 2 2 4
	1 4 4 2
	2 0 単 位 以 上

専		門	
学校保健体育特論III	学校保健体育特論II	学校保健体育特論I	公衆衛生学
			水泳
			スキー
			ゴルフ
			キヤン
			ス
			スケ
			計
			ト
			アウトレア&リゾ
			ト実技
			計
			ライフロンクスポーツ
			トランポリン
			民踊・フォークダンス
			野外活動実技
			テーパーピング
			7
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			5
			5
			5
			5
			5
			5
2	2	2	2
2	2	2	2
			1
			単
			位
			以
			上
			3
			単
			位
			以
			上
			学
			学
			学
			学
			学
			外
			外
			外
			外
			外
			集
			集
			集
			集
			集
			中
			中
			中
			中
			中

入 学 検 定 料	実 験 実 習 費	日 体 会 館 建 設 費	教 育 充 実 費	授 業 料		入 学 金
				後 期	前 期	
25、 000円	92、 000円	10、 000円	310、 000円	265、 000円	265、 000円	250、 000円

別表2 注 履修方法は別に定める。

合 計	計
4	
51・5	
22	10
24 単 位 以 上	

注1 日体会館建設費は入学時のみ納入する。

2 実験実習費は3年以降57、000円納入する。

3 3年次以降の実験実習費のうちの野外実習費（選択分）は別途徴収する。

4 本表は平成2年以降入学した者から適用する。

〔学校法人日本体育会規程類集〕

八五 日本体育大学女子短期大学学則（昭和二十八年三月二十三日認可）

第一章 総 則

第一條 本学は教育基本法の規定する教育の一般目的と方法に則り、体育に関する理論及實際を教授研究すると共に知的道徳的教養を授け、以て優れた女子体育指導者を育成することを目的とする。

第二條 本学の第一学年に入学させる定員は左の通りとする。

体育科 六〇名

第二章 通 則

第一節 学年学期及び休日

第三條 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終り、たの二学期に分ける。

前学期 自四月一日 至九月三十日

後学期 自十月一日 至翌年三月三十一日

第四條 学年中の休業日は左の通りとする。

祝祭日 日曜日 本学記念日

春季休業日 自 三月二十日 至四月十日

夏季休業日 自 七月十一日 至九月十日

冬季休業日 自 十二月二十五日 至翌年一月八日

第二節 教授会

第五條 本学に教授会を置く。

教授会は本学の教授を以て組織する。

必要あるとき助教授及びその他の職員を列席させることが出来る。

教授会は学長又は教授の三分の一以上の要求があつたとき学長が之を招集してその議長となる。

第六條 教授会は左の事項を審議する。

一、 学科課程及び学科考査に関すること。

二、 学生の資格認定及びその身分に関すること。

三、 教職員の進退に関すること。

四、 文部大臣又は学長の諮問したこと。

五、 その他の重大なこと。

第三節 入学及び入学資格

第七條 本学の入学期は学年の始めから三十日以内とする。

第八條 本学に入学することが出来る者は左の各号の一に該当するものとする。

一、 高等学校を卒業した者。

二、 十二年以上の通常の課程による学校教育を修了した者。

三、 通常の課程以外の課程（例えば通信教育）により前項に相当する学校教育を修了した者

四、 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者

五、 文部大臣の指定した者

六、其の他本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第四節 休学、除籍

第九條 入学志願者は、入学願書、履歴書及び入学に必要な書類を提出すること。

入学に必要な書類は左の通り

- 一、 出身学校長の推薦書、人物考査書、卒業成績証明書
- 二、 身体検査書

第十條 願書には検定料（別に規定する）を添付すること。

第十一條 願出に依り退学したものが再入学を志望するときは、詮議の上原級若しくはそれ以下に入学を許可することがある。

第十二條 入学を許された者は保証人二人を定め、本学規定の書式に依り在学保証書を差出すこと。

第十三條 保証人は尊属親及び本学所在地又はその近接府県居住者で独立の生計を営む者とする。

保証人に異動（変更、死亡、転居改姓等）のあつたときは直ちに届け出ること。

第十四條 入学を許可された者は入学金（別に規定する）を納付すること。

第十五條 疾病其の他已むを得ない事故に依り欠席する者は本人より届け出ること。

欠席が引き続き七日以上に亘るときは理由を詳記し保証人連署を以て届け出ること。

欠席届は一週間以内に差出すこと。

病氣欠席の場合は病名を記入し、之れが為一週間を超える場合は医師の診断書を添付すること。

第十六條 疾病其の他已むを得ない事故があるときは一年以内休学することが出来る。

休学しようとする者は、保証人連署を以て願出ること。

但し疾病に依り休学する者は、医師の診断書を添付すること。

第十七條 休学中の授業料、其の他の納金は、之れを納付すること。

第十八條 授業料其の他の納金未納者は完納まで登校停止を命ずることがある。

第十九條 退学しようとする者はその事由を記し、保証人連署を以て願出ること。

第二十條 左の各号の一に該当する者は、学籍を除く

- 一、 操行不良で、改悛の見込がないと認められた者
- 二、 学力劣等で、成業の見込がないと認められた者
- 三、 正当な事由なく引き続き1ヶ月以上欠席した者
- 又は出席が常に定まらない者

四、 授業料其の他規定の納金を納付しないで定期日后三十日以上に及ぶ者

第三章 学 科

第一節 在学年限及び学科課程

第二十一條 本学の在学年限は二ヶ年以上とする。

但し四ヶ年を超えることは出来ない

第二十二條 学生は左の標準により授業科目を修了しなければならない。

学科課程及び單位数

一般教育科目及び其の單位

科 目	人文科学関係		科 目	社会科学関係		科 目	自然科学関係	
	必須	單位		必須	單位		必須	單位
	選			選		選		
	択			択		択		

音	倫理学	哲学						
楽	日本文学	社会学						
	二	二	二	二	二	二	二	二
		二						
	二							
		二						
		二						
		二						
		二						
		二						

外国語(英) 六(必修とする)

専門教科目及び其の單位

卒業論文(四單位)	基礎		科目		体育	学	科	単位	必須	選択	科目	単位	必須	選択	科目	単位	必須	選択	科目	単位	
	科		目																		目
	解剖及生理学	二	二	二	体育原理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	同実験実習				体育管理																
	学校保健管理				体育心理学																
	個人及公衆衛生				体育方法学																
	運動衛生学				体育心理学																
	救急処置看コ法				体育方法学																
	同実験実習				体育原理																
					体育管理																
					体育心理学																
					体育方法学																
					体育心理学																
					体育方法学																
					体育心理学																
					体育方法学																

第二十三條 授業科目の單位は左の基準により算出する。

- 一、講義は毎週一時間十五週間の講義を以て一單位とする。
- 二、化学、機械等の実験及び体育実習は毎週三時間十五週間の実習を以て一單位とする。

第二十四條 一般教育科目中各系列の関係科目にわたつてそれぞれ四單位以上合計十二單位以上を取得しなければならぬ。

外国語は四單位以上を取得しなければならぬ。

第二十五條

専門教育科目中各部門の關係科目にわたつて六單位以上合計二十四單位以上を取得且つ本学規定により設置した科目にわたつて合計十八單位（一般体育二單位を含む）以上を取得しなければならぬ。

最終年度に卒業論文を提出しなければならない。卒業論文は四單位とし専門科目の單位に加算する。

教員を志望する者は別に教職課程科目について十五單位以上を取得しなければならない。

第二十六條

授業科目の修了は試験により之れを認定する。

第二節 試験

第二十七條

学生は必修科目及び其の選択した学科目の試験を受けなければならない。

第二十八條

年度域は学期の終わりにおいて各々其の履修科目につき試験を行う。

追試験は学生の願出に依り之を行うことがある。

第二十九條

試験は各学科目について合格、不合格を決定する。

第三十條

実験実習については平素の成績を以て定めることがある。

第三十一條

最終年度に卒業論文を提出しなければならない。

論文の題目は予め指導教官の承認を受け、指導教官を経て提出すること。

第三十二條

試験に合格出来ないものは全部合格にいたるまで在学することが出来る。但し四ヶ年をこえることは許さない。四ヶ年以上にわたる者は除籍する。

第三節 聴講生

第三十三條 本学所定の学科目中一科目、又は教科日の聴講を願出する者があるときは学力の詮衡の上、支障のない限り聴講生として入学を許可することがある。

第三十四條 聴講期間は一ヶ年以内とする。但し事情に依り更に継続聴講を許可することがある。

第三十五條 聴講を修了した者に対しては聴講証明書を授与する。

第三十六條 聴講料は学科授業料と同額で入学と同時に納付すること。

第三十七條 聴講生に対しては試験を行わない。

第三十八條 聴講生の入寮は許可しない。

第三十九條 聴講生に關し特に規定あるもの他は本学一般の規定を適用する。

第四章 服 装

第四十條 学生の服装は、総て本学所定の服装規定に依る。

第五章 賞 罰

第四十一條 善行の者、学業の優秀な者及び功勞顯著な者等に対しては褒賞することがある。

第四十二條 学則に違背し風紀を紊し、学生の本分に悖る行為があつたと認めたる者に対しては、懲戒を加えることがある。

懲戒は、戒飭、停学、放学の三種とする。

第六章 入寮及び退寮

第四十三條 学生は第一学年中成るべく入寮すること。

第四十四條 卒業した者、除籍又は退学を命ぜられた者は同時に退寮させる。

第七章 外国人特別学生

第四十五條 第八條の資格を有しない外国人の入学志願者であつて、外国公館又は本邦在外公館の紹介ある者は、本邦高等学校卒業程度に依り詮衡の上定員外として一学年十名以内を限り一学年に入学を許す。

可することがある。

第四十六條

特別学生であつて其の成績特に優秀な者は検定の上本科に編入することがある。

第四十七條

特別学生であつて所定の課程を修了したときは修業証書を授与する。

第四十八條

特別学生に関し特に規定のあるもの他は、本学一般の規定を適用する。

附 則

第四十九條

本学則施行に関する細則は別に之れを定める。

第五十條

本学則は昭和二十八年四月一日から之れを施行する。

別途に規定すべきもの

一、 授業料等納付規定

日本体育大学女子短期大学授業料等納付規定

第一條

授業料は左の通りとする。

二期に分納するも或は前期に全額を納付するも隨意とする。

自四月一日

前期

七、五〇〇円

至九月三十日

自十月一日

後期

七、五〇〇円

至三月三十一日

計一五、〇〇〇円

第二條

授業料は每学期始業後一週間以内に納付すること。

第三條

入学検定料は三、〇〇〇円とする。

第四條

入学金は五、〇〇〇円とする。

第五條 既納の授業料、検定料及入学金等は何なる理由があつても之れを返付しない。
第六條 学生であつて退学し、除籍され、又は放学を命ぜられたときは其の期の授業料は之れを徴收する。

〔日本体育大学女子短期大学設置認可申請書（昭和二十七年十月）〕

八六 日本体育大学女子短期大学学則（現行）

昭和28年3月23日 制 定
昭和50年4月1日 全部改正
平成2年3月28日 最近改正

第1章 総 則

（目的及び使命）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に主として体育学及び幼児教育に関する実際的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

（学科）

（入学定員）

（総定員）

体育科

100人

200人

保育科

50人

100人

（修学年限及び在学期間）

第3条 本学の修学年限は2年とする。

2 学生は、4年をこえて在学することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第5条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

国民の祝日に関する法律に規定する休日

日曜日

開学記念日は9月20日

春季休業は3月10日から4月5日まで

夏季休業は7月1日から8月31日まで

冬季休業は12月23日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業回数)

第7条 授業日数は、試験等の日時を含め、年間35週にわたり210日を下らないものとする。

第4章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第8条 本学において開設する一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は別表1のとおりとする。

第9条 前条に定めるもののほか、教育職員免許状を取得する者のため教職に関する専門科目をおく。

2 前項による教職に関する専門科目は別表1のとおりとする。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業
(履修の方法)

第10条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目とし、履修の方法については本学則に定めるもののほか学長が別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第11条 学生は、毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を取得することができない。

(単位取得の認定)

第12条 各授業科目の履修を終了した者には認定のうえ単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(他の大学における授業科目の履修等)

第12条の2 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生に当該短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を限度として、教授会の議を経て認めることができる。

(試験等の時期)

第13条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは臨時に行なうことができる。

(試験等の受験資格)

第14条 当該授業科目の履修について年度当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(再試験・追試験)

第15条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと教授会が認めたる者は再試験又は追試験を受けることができる。

(学習の評価)

第16条 試験等の評価はA・B・C・Dをもつて表わし、C以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

- (1) 講義については、1時間の講義に対し教室外における2時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義をもつて1単位とする。
- (2) 演習については、2時間の演習に対し教室外における1時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎週2時間15週の演習をもつて1単位とする。
- (3) 実験実習又は実技については、学習を全て実験室又は実習室等において行なわれるものであることを考慮し、毎週3時間15週の実験、実習又は実技をもつて1単位とする。

(卒業の要件)

第18条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、次の各号により、62単位以上を修得しなければならない。
(1) 一般教育科目 人文、社会及び自然の三分野にわたり10単位以上、総合科目2単位以上、計12単位

以上

(2) 外国語科目 2 単位以上

(3) 保健体育科目 保育科 講義及び実技 2 単位以上

(4) 専門教育科目 体育科 48 単位以上 (保健体育科目を含む) 保育科 46 単位以上

(資格の取得)

第 19 条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び

同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 本学の各学科において取得できる資格及び免許の種類は次のとおりとする。

学科 取得できる資格及び免許

体育科 中学校二種免許状 (保健体育)

保育科 幼稚園教諭二種免許状

(課程終了の認定及び卒業)

第 20 条 本学に 2 年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学

長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

第 6 章 入学・退学・転学及び休学

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学することのできる者)

第 22 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学において実施する入学者選抜

試験に合格した女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

(4) 文部大臣の指定した者

(5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者

（入学検定料）

第23条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学検定料は別表2のとおりとする。

3 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については学長が別に定める。

（再入学）

第24条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときには選考のうえ入学を許可することができる。

2 この場合、退学前に取得した単位の全部又は一部をすでに取得したものと認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行なう。

（編入学・転入学）

第25条 本学に編入学又は転入学を希望する者があるときは欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

（入学に関する手続）

第26条 本学に入学しようとする者は、指定の期間内に入学金その他の学納金及び本学の指定する書類を提出

しなければならぬ。

2 前項の手續きを怠つた者には入学を許可しない。

(保証人)

第27条 入学を許可された者は、正副2名の保証人を定め、本学の指定する期間内に届出なければならぬ。

第28条 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

第29条 保証人のうち、正保証人は父母又は成年の親族、副保証人は本学所在地(近接を含む。)に居住する者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。

第30条 保証人を変更しようとするとき又は転居したときは直ちに届出なければならぬ。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、正副保証人連署のうえ学長に願ひ出、その許可を得なければならぬ。

(転学)

第32条 他の大学等への転学を希望する者は、正副保証人連署のうえ学長に願ひ出、その許可を得なければならぬ。

(休学)

第33条 疾病その他やむを得ない事情により2カ月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願ひ出ることができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第34条 休学の期間は1年を越えることができない。ただし、特別の事由があると認められた者にあつては引き続きさらに1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、在学年数に通算しない。

(復学)

第35条 休学期間満了のとき又は休学期間内であつてもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に規定する在学年限を超えた者
 - (2) 死亡又は行方不明の者
- 第7章 授業料・入学金その他の費用

(入学金)

第37条 入学金は入学手続きの際納入しなければならない。

- 2 入学金は別表2のとおりとする。
- 3 入学金の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

(授業料)

第38条 授業料は、前期及び後期に分けて納入しなければならない。

- 2 授業料は別表2のとおりとする。
- 3 授業料の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。
- 4 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず月割分納又は延納を認めることがある。

(退学等の場合の授業料)

第39条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は当該期の授業料全額

を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第40条 休学を許可された者の授業料は、休学期の翌学期から免除する。

(その他の費用)

第41条 入学金、授業料のほか、施設設備費、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前項に規定する施設設備費は別表2のとおりとし、その他の納入金の種類、金額納入に必要な手続等については別に定める。

(授業料等納入金の不還付)

第42条 既納の授業料納入金は理由の如何を問わず還付しない。

第 8 章 教職員組織

(教職員)

第43条 本学に、学長、副学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員、その他の職員をおく。

(教職員の職務)

第44条 教職員の職務は学校教育法及び法人の組織規程の定めるところによる。

第 9 章 教授会

第45条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は教授、助教授及び専任講師をもつて構成する。

3 教授会は次の事項を審議する。

- (1) 科及び研究施設の設置、廃止に関すること。
- (2) 教育課程、授業及び試験等に関すること。
- (3) 学生の定員に関すること。

- (4) 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業等に関すること。
- (5) 学長候補者選考委員の互選に関すること。
- (6) 学則並びに諸規程に関すること。
- (7) 本学教員の人事に関すること。
- (8) 本学の予算概算に関すること。
- (9) 学生の補導及び厚生に関すること。
- (10) 学生の表彰及び懲罰に関すること。
- (11) 各種委員会委員等の選出に関すること。
- (12) その他教学に関する重要な事項。

4 その他、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第 10 章 聴講生及び外国人学生

(聴講生)

第46条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、

当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講料は当該科目を受講する当初に一括して納入するものとする。
- 3 聴講料については別に定める。
- 4 聴講生で当該科目の試験を受けた者は受験することができ、希望者には当該科目の修了証明書を交付する。
- 5 聴講生について必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第46条の2 他の短期大学又は大学の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを志願する者があるとき

は、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることがある。

(外国人学生)

第47条 外国人で本学に入学を希望する者は選考のうえ入学を許可する。

2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞 罰

(表彰)

第48条 学生として表彰に値する行為があつたときは、学長は教授会の議を経て表彰する。

(罰則)

第49条 本学の学則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があつたときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 12 章 公開講座

(公開講座の開設)

第50条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

第 13 章 図書館

(図書館)

第51条 本学図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第 14 章 学生寮

(寄宿舎)

第52条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

(その他の厚生補導施設)

第53条 本学に厚生補導のための施設として、学生相談所、診療室、食堂等を置く。

2 学生相談所等の運営に関し必要な事項があるときは別に定める。

(改正)

第54条 学則の改正は教授会の議を経るものとする。

附 則

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 昭和48年度以前に入学した学生に対する授業科目及びその単位数は、第8条の規定にかかわらずなお従前の例による。

3 昭和49年度以前に入学した学生の授業料は、第38条第2項の規定にかかわらずなお従前の例による。

4 昭和28年4月1日施行の日本体育大学女子短期大学学則は廃止する。

附 則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、昭和59年度から60年度において総定員は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度	学 科	体 育 科	保 育 科
59 年 度		160人	80人
60 年 度		200人	100人

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、入学検定料、授業料及び施設費については、平成2年度入学する者から適用する。

附則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

別表1

授業科目及単位数

1 一般教育科目

社会の分野	人文の分野	区分	授業科目		卒業要件数	備考
			必修	選択		
社会福祉学	日本国憲法	国語表現	2	2		
社会学	社会学	心理学	2	2		
社会学	社会学	社会学	2	2		

計	英 英 語 語 2 1	授 業 科 目	
	2	2	必 修
	2	2	選 択
	2		単 位 数
	以 上		卒 業 要 件
		備 考	

2 外国語科目（2科共通）

計	総合 科目	自然の分野		歴 史 学
	総合 科目 I	初 等 学 統 計 学	応 用 物 学 数 学	
	8	2	2	
	1 8	2	2	
	1 2 以 上	1 2 以 上		

3 保健体育科目（保育科のみ）

保健体育実技 保健体育講義	計
1 2	3
	3
体育科については、専門教育科目の講義2単位、実技1単位をあてる。	

4 専門教育科目

体育科

専門科目A

育 科 目		区 分	
器 械 運 動	計 学 校 保 健 学 体 育 經 營 管 理 学 体 育 社 会 学 体 育 原 理 学 救 急 看 護 精 神 保 健 学 (公 衆 衛 生 学 を 含 む) 学 体 育 心 理 学 キ ネ シ オ ロ ジ ー 解 剖 生 理 学	2	必
		0	修
		5	単
			位
		2	選
			択
	2		単
	0		卒
	以		業
	上		要
			件
			備
			考

合 計	専 門 教														
	バドミントン	卓球	軟式テニス	ソフットボール	なぎなぎ	レスリング	剣道	柔道	ハンドボール	バスケットボール	バレーボール	ダンス	水泳	体操	陸上競技
2 3 5	3 5			0 5							0 5	0 5	0 5	0 5	0 5
5	5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5				
2 5	5														
以 上	以 上														

専門科目B

科 目	区 分	
学 校 経 営 論 体 育 史 論 運 動 生 理 学 ト レ ニ ン グ 論 コ ー チ ン グ 論 ス ポ ー ツ 医 学 (マツサージ概論を含む) 発 育 発 達 論 体 育 測 定 評 価 教 育 原 理 教 育 心 理 学 保 健 体 育 科 教 材 演 習 I 保 健 体 育 科 教 材 演 習 II ス ポ ー ツ サ ー ビ ス 概 論 ス ポ ー ツ 科 学 論	授 業 科 目	
	必 修	単 位 数
2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	選 択	単 位 数
	単 位 数	卒 業 要 件
	備 考	

教	育
スポーツプロモーション論	スポーツプロモーション論
スポーツジャーナリズム論	スポーツジャーナリズム論
スポーツ経営管理論	スポーツサービス現場実習
スポーツサービス現場実習	レジャーサービス概論
レジャーサービス概論	レジャー科学論
レジャー経営管理論	余暇生活支援論
余暇集団支援論	レジャー経営管理論
レジャーサービス現場実習	ヘルスサービス概論
ヘルスサービス概論	健康科学論
健康測定論	健康測定論
健康指導論	健康指導論
ヘルス経営管理論	ヘルス経営管理論
ヘルスサービス現場実習	ヘルスサービス現場実習
アスレチックサービス概論	アスレチックサービス概論
アスレチック科学論	アスレチックトレーニング論
アスレチックトレーニング論	アスレチックコーチング論
アスレチックコーチング論	アスレチック経営管理論
アスレチック経営管理論	
2	2
2	2
2	2
2	2
2	2
4	4
2	2
2	2
2	2
2	2
2	2
5	2
2	2
2	2
2	2
2	2
4	2
2	2
2	2

専		門																		
硬式テニス	む)	アスレチックサービスマス現場	コンピューター実習	スポーツ行政	栄養学	音楽	保健・体育学実験法	海浜実習	キャンパス実習	スキー実習	スケート実習	ゴルフ実習	テニスピニング	トレーニング実技	ローオーガナイズドスポーツ	エアロビクス	民踊・フォークダンス	リラクゼーション	(ストレッチング・ヨガを含む)	
							0 0 ・ 5 5	1 1												
0 ・ 5					2 2 1					1 1 1			0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	

A 保育科
a 専門科目
a 教職に関する専門科目

科 目	区 分		計	ト ラ ン ポ リ ン	グ ル ー プ レ ク リ エ ー シ ョ ン	ア ー チ ェ リ ー	ゴ ル フ	ダ ン ス II
	授 業 科 目	単 位 数						
障 害 児 教 育	必 修	単 位 数	3					
人 小 児 教 育	選 択	単 位 数	9	0	0	0	0	0
心 理 学		卒 業 要 件	3	5	5	5	5	5
健 学 理		備 考	以 上					
2								
2								
2								
2								
2								

計	教				職											
	教 育 実 習	教 育 実 習	教 育 実 習 指 導	教 育 実 習 指 導	表 現 4 (身 体)	表 現 3 (劇)	表 現 2 (造 形)	表 現 1 (音 楽 リ ズ ム)	保 育 者 論	幼 児 指 導 法	環 境 関 係	人 間 関 係	言 語 関 係	健 康 論	保 育 理 論	保 育 計 画 論
30					1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
8	3	2	1	1	1											
30 以上																
					(演)	(演)	(演)	(演)								
					(習)	(習)	(習)	(習)								

	区 分	
生 活 指 導	授 業 科 目	
	必 修 選 択	単 位 数
2		
	単 位 数	卒 業 要 件
	備 考	

c その他の専門科目

	教科に関する専門科目	区 分	
計	音 音 岡 幼 生 画 児 楽 楽 工 体 2 1 作 育 活	授 業 科 目	
1 0	2 2 2 2 2	必 修 選 択	単 位 数
1 0 以 上		単 位 数	卒 業 要 件
	(演 (演 (演 (演 習) 習) 習) 習)	備 考	

b 教科に関する専門科目

合 計	専 門 教 育 科 目										講 義 計	
	実 技											
	ス ケ ー ト 実 習	ス キ ー プ 実 習	キ ャ ン プ 実 習	教 材 指 導 実 技	硬 式 テ ニ ス	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	バ レ ー ボ ー ル	グ ラ フ イ ン ス	体 操	陸 上 競 技		器 械 運 動
1 ・ 5	1 ・ 5		1								0 ・ 5	
1 2	6	1	1	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	0 ・ 5	6 2 2
5 以 上												2 以 上
	3 以 上											

教職に関する専門教育科目の教育課程
 体育科

計	教職に関する専門教育科目								区 分		
	教 育 実 習	生 活 指 導 論	特 別 活 動 の 研 究	道 徳 教 育 の 研 究	保 健 体 育 科 教 育 法	学 習 指 導 論	人 権 教 育	教 育 心 理 学	教 育 原 理	授 業 科 目	
									必 修	単 位 数	
1 9	3	2	2	2	2	2	2	2	2	選 択	
1 9 単 位									単 位 数	卒 業 要 件	
									備		
											考

注 履修方法は別に定める。
 別表2

入 学 検 定 料	実 験 実 習 費	日 体 会 館 建 設 費	教 育 充 実 費	授 業 料		入 学 金
				後 期	前 期	
2 5、 0 0 0 円	9 2、 0 0 0 円	1 0、 0 0 0 円	3 6 0、 0 0 0 円	2 6 5、 0 0 0 円	2 6 5、 0 0 0 円	2 5 0、 0 0 0 円

注1 日体会館建設費は入学時のみ納入する。
 2 1年次・2年次の実験実習費のうちの野外実習費（選択分）は別途徴収する。
 3 本表は平成2年度以降入学した者から適用する。

〔学校法人日本体育会規程類集〕

八七 日本体育大学大学院学則（昭和五十年三月二十五日認可）

第一章 総 則

第一節 設 置

（設 置）

第一 条 日本体育大学学則第二条第二項の規定に基づき、日本体育大学大学院学則を定める。

第二節 目 的

（目 的）

第二 条 本大学院は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第三節 構 成

（構 成）

第三 条 大学院に体育学研究科を置く。

2 研究科は、二年の課程（修士課程）とし、次の専攻を置く。

体育学専攻

第四節 研究科委員会

（研究科委員会）

第四 条 大学院の運営のために、研究科委員会を置く

2 研究科委員会については、別に定める。

第二章 研究科

第一節 学生定員、修業年限および在学期間

(学生定員)

第五條 学生定員は、次のとおりとする。

入学定員 総定員

体育学専攻 一一名 二四名

(修業年限)

第六條 修業年限は、二年とする。

(在学期間)

第七條 学生は、四年をこえて在学することはできない。

第二節 学年、学期および休業日

(学年)

第八條 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第九條 学年を分けて、次の二学期とする。

前学期 四月一日から九月三十日まで

後学期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第十條 定期休業日は、次のとおりとする。但し春季、夏季および冬季の休業期間は、変更することができる。

国民の祝日に関する法律に定める日

日曜日

創立記念日 九月二十日

春季休業日 三月十日から四月五日まで

夏季休業日 七日日から八月三十一日まで

冬季休業日 十二月二十三日から翌年一月七日まで

2 臨時休業日については、その都度学長が定める。

第三節 入学、休学および退学

(入学等の許可)

第十一条 入学、休学及び退学は、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(入学の時期)

第十二条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第十三条 入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

一、大学を卒業した者

二、外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

三、昭和二十八年文部省告示第五号により文部大臣の指定した者

(入学の出願)

第十四条 入学志願者は、別に定めるところにより、入学願書に検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第十五条 入学志願者については、学力検査および健康診断等を行なう。

(入学の許可)

第十六条 入学者の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納めた者について入学を許可する。

2 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

(休学)

第十七条 疾病その他止むを得ない理由により、二ヶ月以上修学出来ない者は、許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適當でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第十八条 休学期間は、一年以内とする。但し特別の理由がある場合は許可を得て引き続き休学することができる。

2 休学期間は、二年をこえることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第十九条 休学期間の満了した者は、届出なければならぬ。

休学期間にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(願いによる退学)

第二十条 退学しようとする者は、願い出て許可を受けなければならない。

(大学の命ずる退学)

第二十一条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

一、病気その他の理由で成業の見込みがないと認められる者

二、授業料の納入を怠り、催告を受けてもなおこれを納入しない者

(死亡等による除籍)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、その学籍を除く。

一、死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

二、在学期間が四年をこえる者

第四節 教育課程および履修方法

(授業科目および単位数)

第二十三条 授業科目および単位数は、別表第一のとおりとする。

2 教職に関する専門科目及び単位数は、別表第二のとおりとする。

(単位の計算方法)

第二十四条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

一、講義は、毎週一時間十五週をもって一単位とする。但し授業科目によっては、毎週一時間半又は二時間十五週をもって一単位とすることができる。

二、演習は、毎週二時間十五週をもって一単位とする。但し授業科目によっては、毎週一時間十五週をもって一単位とすることができる。

三、実験、実習、製図および実技等は毎週三時間十五週をもって一単位とする。

(履修単位)

第二十五条 学生は、第二十三条第一項に規程する授業科目について三十単位以上を取得しなければならない。

2 教育職員免許法に基づく教員の免許状を取得しようとする者は、前項に定めるもののほか、別に定めるところにより授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

(単位の授与)

第二十六条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に単位を与える。

(成績)

第二十七条 授業科目の履修成績は、A・B・C・Dの評語で表わし、C以上を合格とする。

(授業日数)

第二十八条 一年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、三十五週にわたり二百十日を原則とする。

(その他の教育課程および履修方法等)

第二十九条 この節に定めるもののほか、教育課程および履修方法等に関する事項は、別に定める。

第五節 課程の修了および学位の授与

(課程の修了)

第三十条 二年以上在学し、第二十五条に規程する単位を取得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文の審査 および試験に合格した者は、研究科委員会の議を経て修了を認める。

(学位の授与)

第三十一条 修士課程を修了した者には、別に定める日本体育大学学位規程により、体育学修士の学位を授与する。

第六節 厚生補導

(厚生補導)

第三十二条 大学院は、学生の厚生補導に関して助言指導を行なう。

(学生寮)

第三十三条 学生寮については、日本体育大学学則の規定を準用する。

(保健)

第三十四条 保健については、日本体育大学学則の規定を準用する。

第七節 賞罰

(表彰)

第三十五条 学長は、学生の行為について、研究科委員会の議を経て表彰することがある。
(懲戒)

第三十六条 次の各号の一に該当する者については、学長は研究科委員会の議を経てこれを懲戒する。

一、性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二、正当な理由がなく出席常でない者

三、大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあった者

2 懲戒は退学、停学および訓告とする。

第八節 検定料、入学金および授業料

(検定料)

第三十七条 検定料は、別表第三のとおりとする。

(入学金)

第三十八条 入学金は、別表第三のとおりとする。

(授業料)

第三十九条 授業料は、別表第三のとおりとし、次の二期に分けて納入するものとする。

前期(四月一日から九月三十日まで) 四月中納入

後期(十月一日から翌年三月三十一日まで) 十月中納入

(退学等の場合の授業料)

第四十条 退学を許可された者、退学を命ぜられた者、除籍された者又は停学中の者は、当該期の授業料全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第四十一条 休学を許可された者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

授業料年額 × $\frac{\text{休学当月の翌日から復学当月の前月までの月数}}{\text{授業料年額}}$

(その他の費用)

第四十二条 入学金、授業料のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することができる。

2 前条に規定する納入金の種類、金額および納入方法等については、別に定める。

(既納の授業料等納入金の不還付)

第四十三条 既納の授業料等納入金は、理由の如何を問わず還付しない。

第九節 委託生、聴講生および外国人学生

(委託生)

第四十四条 公の機関又は団体等が、その所属職員の教育の委託を願い出たとき、研究科の教育に妨げのない限り、選考のうえ委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第四十五条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者が、本大学院において、一科目又は数科目を選んで聴講することを願ひ出る者があるときは、研究科の教育に妨げのない限り、一

選考のうえ聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(外国人学生)

第四十六条 外国人学生については、定員外とすることができる。

2 外国人学生の入学については、別に定める。

第三章 改 廃

(改 廃)

第四十七条 この学則の改廃は、研究科委員会の議を経て行なう。

付 則

この学則は、昭和五十年四月一日から施行する。

別表第一	授業科目および単位数	単位数
学科目名	授業科目名	
体育学	体育原理特論	二
	同 演習	二
	体育史 特論	二
	同 演習	二
	体育心理学特論	二
	同 演習	二
体育学	体育心理学特論	二
	同 演習	二
	体育学特論	二
	同 演習	二
	運動生理学特論演習	二
	身体動作学特論演習	二
	発育発達特論	二
	運動栄養学特論	二
	体育方法学特論	二
	同 演習	二

別表第二

教職に関する専門科目および単位数

教育原理	三単位	体育管理学特論演習	二
教育心理学	二単位	コーチング特論	二
青年心理学	二単位	同 実習	二
体育科教育法	三単位	運動衛生学特論	二
保健科教育法	二単位	社会体育学特論	二
教育実習	三単位	同 演習	二
計	十五単位	レクリエーション特論演習	二
		トレーニング特論演習	二
		スポーツ障害特論	二
		健康管理学特論	二

別表第三 検定料、入学金および授業料

検定料 一五、〇〇〇 入学金 六〇、〇〇〇 授業料 一二〇、〇〇〇

〔日本体育大学大学院体育学研究科体育学専攻設置認可申請書〕（昭和四十九年十一月）

八八 日本体育大学大学院学則（現行）

第1章 総則

第1節 設置

（設置）

第1条 日本体育大学学則第2条第2項の規定に基づき、日本体育大学大学院学則を定める。

第2節 目的

（目的）

第2条 本大学院は、広い視野に立つて精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第3節 構成

（構成）

第3条 大学院に体育学研究科を置く。

2 研究科は、2年の課程（修士課程）とし、次の専攻を置く。

昭和50年4月1日 制 定
平成2年7月11日 最近改正

体育学専攻

第4節 研究科委員会

(研究科委員会)

第4条 大学院の運営のために、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、大学院の教授、助教授及び専任講師をもつて構成する。

3 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の人事に関すること。
 - (2) 学則及び諸規定の制定改廃に関すること。
 - (3) 予算に関すること。
 - (4) 教育課程の編成及び修了認定に関すること。
 - (5) 論文審査並びに最終試験に関すること。
 - (6) 学位の授与及び取消に関すること。
 - (7) 入学・休学及び退学等、学生の身分に関すること。
 - (8) 学生の厚生補導に関すること。
 - (9) その他研究科に関する必要事項
- 4 その他研究科委員会に関する事項は、別に定める。

第2章 研究科

第1節 学生定員、修業年限及び在学期間

(学生定員)

第5条 学生定員は、次のとおりとする。

入学定員

総定員

体育学専攻

25名

50名

(標準修業年限)

第6条 標準修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第7条 学生は、4年をこえて在学することはできない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 定期休業日は、次のとおりとする。ただし春季、夏季及び冬季の休業期間は、変更することがある。

国民の祝日に関する法律に定める日

日曜日

開学記念日 9月20日

春季休業日 3月10日から4月5日まで

夏季休業日 7月1日から8月31日まで

冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 臨時休業日については、その都度学長が定める。

第3節 入学、休学及び退学

(入学等の許可)

第11条 入学、休学及び退学は、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第13条 入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 文部大臣の指定した者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 本学の大学院において、大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者
- (5) 本学の大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第14条 入学志願者は、別に定めるところにより、入学願書に検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第15条 入学志願者の選考については、学力検査及び健康診断等を行なう。

(入学の許可)

第16条 入学者の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納めた者について入学を許可する。

2 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

(休学)

第17条 疾病その他止むを得ない理由により、2か月以上修学できない者は許可を得て休学することができる。
2 疾病のため修学することが適当でないとして認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第18条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は許可を得て引き続き休学することができる。

2 休学期間は、2年をこえることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間の満了した者は、届出なければならぬ。

2 休学期間にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(願いによる退学)

第20条 退学しようとする者は、願い出て許可を受けなければならない。

(大学の命ずる退学)

第21条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められる者
- (2) 授業料の納入を怠り、催告を受けてもなおこれを納入しない者

(死亡等による除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、その学籍を除く。

- (1) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間が4年をこえる者

第4節 教育過程及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第23条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、教室内における1時間の講義に対して教室外の2時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週1時間15週をもつて1単位とする。ただし、授業科目によつては、教室内における1時間の講義に対して教室外の2時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週1時間半又は2時間15週をもつて1単位とすることができる。

(2) 演習は、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週2時間15週をもつて1単位とする。ただし、授業科目によつては、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週1時間15週をもつて1単位とすることができる。

(3) 体育実技、実験、実習等は毎週3時間15週をもつて1単位とする。

(履修単位)

第25条 学生は、第23条に規定する授業科目について30単位以上を修得しなければならない。

2 教育職員免許法に基づく教員の免許状(高等学校教諭専修免許状(保健体育)・中学校教諭専修免許状(保健体育))・養護教諭専修免許状)を取得しようとする者は、前項に定めるもののほか、別に定めるところにより授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に単位を与える。

(成績)

第27条 授業科目の履修成績は、A・B・C・Dの評価で表わし、C以上を合格とする。

(授業日数)

第28条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたり210日を原則とする。

(その他の教育過程及び履修方法等)

第29条 この節に定めるもののほか、教育過程及び履修方法等に関する事項は別に定める。

第5節 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第30条 第6条に定める修業年限を在学し、第25条に規定する単位を取得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び試験に合格した者は、研究科委員会の議を経て修了を認める。ただし、在学期間に関して、優れた業績を上げた者については、一年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、本学大学院が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて、修士論文の審査に代えることができる。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第30条の2 学生が、国内の他の大学の大学院又は研究所等において、課程修了に必要な研究指導の一部を受け、教育上有益であると本学大学院において認めるときは、当該大学院若しくはその研究科、又は当該研究所等との協議に基づき、当該学生が研究指導をうけることを認めることができる。

2 前項の規定により、研究指導を受けることのできる期間は、1年以内とする。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学の大学院、又は研究所等において、研究指導を受ける場合に準用する。
(学位の授与)

第31条 修士課程を修了した者には、別に定める日本体育大学学位規定により、体育学修士の学位を授与する。

第6節 厚生補導

(厚生補導)

第32条 大学院は、学生の厚生補導に関して助言指導を行なう。

(学生寮)

第33条 学生寮については、日本体育大学学則の規定を準用する。

(保健)

第34条 保健については、日本体育大学学則の規定を準用する。

第7節 賞罰

(表彰)

第35条 学長は、学生の行為について、研究科委員会の議を経て表彰することがある。

(懲戒)

第36条 本学の学則に違反し、また、本学の学生としてあるまじき行為があつたときは、学長は研究科委員会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあつた者

第8節 検定料、入学金及び授業料

(検定料)

第37条 検定料は、別表第2のとおりとする。

(入学金)

第38条 入学金は、別表第2のとおりとする。

(授業料)

第39条 授業料は、別表第2のとおりとし、次の2期に分けて納入するものとする。

前期(4月1日から9月30日まで)

4月中納入

後期(10月1日から翌年3月31日まで)

10月中納入

(退学等の場合の授業料)

第40条 退学を許可された者、退学を命ぜられた者、除籍された者又は停学中の者は、当該期の授業料全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第41条 休学を許可された者の授業料は、休学学期の翌学期から免除する。

(その他の費用)

第42条 入学金、授業料のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴取することができる。

2 前条に規定する納入金の種類、金額及び納入方法等については、別に定める。

(既納の授業料等納入金の不還付)

第43条 既納の授業料等納入金は、理由の如何を問わず還付しない。

第9節 委託生、聴講生、研究生及び外国人学生

(委託生)

第44条 委託生とは、公の機関又は団体等の職員であつて、当該機関等の委託により、本大学院研究科において指導教員の指導のもとに、特定の研究題目に関する研究に従事する者をいう。

2 学長は、本研究科における教育・研究に妨げのない限り、選考のうえ委託生の入学を許可することができる。

3 委託生の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 入学検定料、入学金、授業料及び実験実習費は、別表第3のとおりとする。

5 その他委託生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第45条 本大学院において、1科目又は数科目を選んで聴講することを願ひ出る者があるときは、研究科の教

育・研究に妨げのない限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 聴講は、1年を通じて3授業科目以内とし、聴講科目の試験に合格したときはその科目の修了証書を授与する。

4 入学検定料、入学金及び授業料は別表第4のとおりとする。

5 その他聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第46条 本大学院において研究を志望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生は、指導教員のもとで研究の指導を受け、研究に従事する。

3 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 修士と同等以上の学力があると認められた者

4 入学検定料、入学金及び授業料は別表第5のとおりとする。

5 その他研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人学生)

第47条 外国人学生については、定員外とすることができる。

2 外国人学生の入学については、別に定める。

第3章 改廃

(改廃)

第48条 この学則の改廃は、研究科委員会の議を経るものとする。

附則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、入学検定料及び授業料については、平成2年度入学する者から適用する。

附則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成2年7月11日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

別表第1

学 科 目 名	授 業 科 目 名	単 位 数
	スポーツ哲学特論 スポーツ哲学特論演習 体育史特論	2 2 2

<p>スポーツ科学 (体力学)コース</p>	<p>体育学コース</p>
<p>体力学Ⅰ特論 体力学Ⅰ特論実験 体力学Ⅱ特論 運動生理学特論演習 運動生理学特論実験 トレーニング特論演習 スポーツ栄養学特論 運動生化学特論</p>	<p>外国体育史演習 日本体育史演習 体育心理学特論演習 体育心理学特論実験 スポーツ社会学特論 スポーツ社会学演習 比較体育学特論 スポーツ思想史特論</p>
<p>2 2 2</p>	<p>2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</p>

スポーツ運動学特論
スポーツ運動学特論演習
コーチングⅠ(陸上競技)特論

<p>社会体育学コース</p>	<p>スポーツ運動学 (コーチ学)コース</p>
<p>生涯スポーツ特論 生涯スポーツ特論演習 スポーツ経営管理特論 スポーツ経営管理演習 レクリエーション特論 野外教育特論 野外教育特論演習 職場スポーツ特論 社会体育調査演習 スポーツマスコミ論特論 レジャー・リゾート論特論</p>	<p>コーチングⅡ(球技)特論 コーチングⅢ(水泳)特論 コーチングⅣ(体操)特論 コーチングⅤ(武道)特論 身体動作学特論・実験実習 スポーツ臨床心理学特論実習 スポーツ障害・運動処方実習 スポーツ集団組織運営論特論 スポーツ推計学特論</p>
<p>2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</p>	<p>2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</p>

<p>保健体育科教育 学コース</p>	<p>健康科学コース</p>	
<p>学校保健管理学特論 教育法学特論 教育経営管理学特論 保健体育科教育法演習 保健体育科教育法特論 体育科教育法特論</p>	<p>健康運動指導実習（運動処方含む） 精神保健学特論 労働衛生学特論 スポーツ障害特論 疾病予防特論 保健社会学 発育発達特論 運動衛生学特論 環境衛生学特論実験 健康管理学特論 スポーツ医学特論演習 健康科学特論</p>	<p>地域スポーツ計画特論</p>
<p>2 2 2 2 2 2</p>	<p>2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2</p>	<p>2</p>

別表第2

	学校保健管理学特論演習 養護教諭特論 学校保健計画特論 カウンセリング	
		2 2 2 2

入 学 検 定 料	実 験 実 習 費	授 業 料		入 学 金
		後 期	前 期	
25、000円	85、000円	265、000円	265、000円	250、000円

注 本表は平成2年度以降入学した者から適用する。
 別表第3
 (委託生)

委 託 料	168、000円
実 験 実 習 費	実 費

注 1 委託料は年額である。ただし、1年未満は月額とする。

2 本表は平成3年度以降入学した者から適用する。

別表第4

(聴講生)

入 学 金	62、500円
聴 講 料	10、000円 1単位

入 学 検 定 料	25、000円
-----------------------	---------

注 本表は平成3年度以降入学した者から適用する。

別表第5

(研究生)

注 本表は平成3年度以降入学した者から適用する。

入 学 検 定 料	25、000円
入 学 金	62、500円
授 業 料	168、000円

〔学校法人日本体育会規程類集〕

八九 日本体育大学体育専攻科規則（昭和四十六年三月十三日文部省受理）

第一章 目的

第一条 本学専攻科は本学教育の基礎の上に保健

体育に関する高度の専門的学術を教授研究し、

これに関する専門技能者を養成することを目的とする。

第三条 専攻科には次の専攻課程をおく

体育専攻課程

第四条 体育専攻科の学生定員は次のとおりとする。

体育専攻科 二〇名

第二章 組織及び学生定員

第二条 本学に次の専攻科をおく

体育専攻科

第五条 体育専攻科の学科日、単位数および履修

方法は次のとおりとする。

1. 学 科 目	2. 単 位 数
体育学特論	四
体育史特論	四
体育心理学特論	四
衛生学特論	四
運動生理学特論	四
健康教育特論	四
社会体育論特論	四
武道史特論	四
保健体育科教育論	四
体育方法学特論	二
西洋体育史演習	二
体力測定演習	二
キネシオロジー演習	二
体育管理学演習	二
体育方法学演習	四
レクリエーション論演習	二
社会体育論演習	二
武道史演習	二
衛生学実験	二
生理学実験	二

キネシオロジー実験 二

心理学実験 二

研究論文 六

3. 履修方法

イ、学生は一年以上在学し、指導教官の指導に従い、三〇単位以上を履修しなければならない。

ロ、単位履修の方法は次のとおりとする。

(1) 講義については四学科目十六単位以上

(2) 演習および実験については、四学科目八単位以上

(3) 研究論文 六単位

(4) 講義演習および実験については、二科目以内は体育学部の一科目の単位をこれにあてることができる。

第四章 課程修了の認定

第六条 各履修科目目の可否の認定は、筆記もしくは口頭試験または研究報告によるものとする。

第七条 各履修科目の認定は、学期末または学年末に行なう。

第八条 成績の単位については別に定める。

第九条 各履修科目日の認定に合格し、三〇単位以上を習得した者に対しては修了証書を授与する。

第五章 入学、休学および退学

第一〇条 入学の時期は毎年四月とする。

第一一条 入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ専攻課程を履修するに相当と認められた者とする。

1. 新制大学を卒業した者。

2. 新制大学を卒業した者と同等以上の

の学力があると認められた者。

(イ) 旧大学令による大学を卒業した者。

(ロ) 旧高等師範学校規定による高等師範学校専攻科を卒業した者。

(ハ) 旧中学校令による中学校もしくは

は高等女学校を卒業した者または旧専門学校入学検定規程によりこ

れと同等以上の学力を有する者と
検定された者を入学資格とする旧

専門学校令による修業年限五年以上
(予科の修業年限を含む)の専門
門学校を卒業した者。

(三) 外国において学校教育法における十六年の課程を修了した者。

第二二条 前条の入学志願者について入学試験を行なう。

二、入学試験に関する規程は別に定める。

第二三条 入学を許可される者は、所定の入学成績の結果により合格の判定を得た者でなければならない。

二、前項の者は所定の期日までに所定の書類に入学金その他学費を添えて、入学手続をしなければならぬ。

三、前項の手続を履行しない場合は、入学を許可しない。

第一四条 学生の保証人は、学生にかかわる一切の責に任じ得る者二名とし、うち一名は父兄、親族またはこれに準ずる者とする。

二、保証人が死亡その他の事由によつて、その責を果すことができなくなつた場合は新たに保証人を定め直ちに保証人変更届を提出しななければならぬ。

第一五条 日本体育大学学則第十七条から第二十一条までの規程は専攻科の休学、進学、除籍にこれを適用する。

第一六条 本学専攻科における同一専攻科の最長在学期間は二カ年とする。

第六章 入学検定料・入学金・授業料
第一七条 本学に入学を志願する者は、入学検定料を納めなければならない。

第一八条 入学を許可された者は所定の期日までに入学金を納めなければならない。

第一九条 学生は授業料を所定の期日以内に納めなければならない。

第二〇条 入学検定料、入学金および学費の納入については、別表のとおりとする。

第七章 教員組織

第二一条 本学専攻科の授業及び研究指導を担当す

る教官は、本学の教授、助教授及び講師の中からこれにあてる。
研究指導を担当する教官（指導教官）は、各課程における研究指導の責任を負う。

第八章 運営組織

第二二条 本学専攻科の管理は、その専攻科の所属する学部教授会がこれにあたる。

第二三条 学部教授会は専攻科に関し、次の事項を審議する。

1. 学科課程及び試験に関すること。
 2. 課程修了の認定に関すること。
 3. 指導教官に関すること。
 4. その他専攻科に関する重要事項。
- 付則

この規則は、昭和四十六年四月一日より施行する。

別表

入学検定料	八、〇〇〇円
入学金	五〇、〇〇〇円
授業料	一〇〇、〇〇〇円

ただし経済事情により変更する場合がある。

〔日本体育大学体育専攻科（体育専攻）増設届出書（昭和四十五年九月）〕

九〇 日本体育大学専攻科規程（現行）

昭和46年4月1日 理事会制定
昭和50年10月2日 全部改正
平成2年3月28日 最近改正

第1条 学則第3条第2項による専攻科は、体育の理論及び応用に関し、特別の事項につき研究しようとする者に対して教授し、その研究を指導することを目的とする。

第2条 専攻科の専攻部門及び学生定員は、次のとおりとする。

体育学専攻 20名

第3条 専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、その研究を継続するため、在学期間の延長を願ひ出た者がある場合は、学長は教授会の議を経てこれを許可することがある。

第4条 学生は、別表1に定める教育課程により、在学中に30単位以上を修得しなければならない。

第5条 専攻科の入学資格は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第6条 専攻科の入学者は、学力試験及び健康診断等により選考の上、学長がこれを許可する。

第7条 専攻科に入学を志願する者は、入学願書に添えて入学検定料を納入しなければならない。

第8条 専攻科に入学を許可された者は、入学金を入学の手続きをするときに納入しなければならない。

第9条 専攻科に入学を許可された者は、授業料年額を次の2期に分けて納入しなければならない。

前期 4月1日から同30日まで
後期 10月1日から同31日まで

第9条の2 入学検定料、入学金及び授業料は、別表2の定めるところによる。

第10条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、いかなる事情があつても還付しない。

第11条 休学の期間は、1年を越えることはできない。ただし、特別の事情があると認められた場合は、学長は教授会の議を経て期間の延長を許可することができる。

第12条 第4条に定める単位を修得した者には、修了証書を授与する。

第13条 この規程に定められていない事項については、本学学則を適用する。

第14条 この規程の改正は、教授会の議を経るものとする。

附則 この規程は、昭和50年10月2日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附則 この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成2年4月1日から施行する。ただし、入学検定料及び授業料については、平成

2年度入学する者から適用する。

附則 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

別表 1

体育学部専攻科教育課程

学 科 目	単	位
体 育 学 特 論	}	4
体 育 史 特 論		4
体 育 心 理 学 特 論		4
衛 生 学 特 論		(3選) 4
運 動 生 理 学 特 論		4
健 康 教 育 特 論		4
社 会 体 育 論 特 論		4
保 健 体 育 科 教 育 論		4
体 育 方 法 学 特 論	(必)	4
計		16
西 洋 体 育 史 演 習	}	2
体 育 測 定 演 習		2
キネシオロジー演習		2
体 育 管 理 学 演 習		2
レクリエーション演習		(3選) 2
社 会 体 育 論 演 習		2
衛 生 学 実 験		2
生 理 学 実 験		2
キネシオロジー実験		2
心 理 学 実 験		2
体 育 方 法 学 演 習	実技 (2選)	4
計		10
研 究 論 文	(必)	6
計		6
合 計		32

必=必修

2選=2科目選択

別表 2

入	学	金	250,000円
授 業 料	前	期	265,000円
	後	期	265,000円
実 験	実 習	費	57,000円

入 学 検 定 料	25,000円
-----------	---------

注 本表は平成2年度移行入学した者から適用する。

九一 日体保育科学則（昭和三十五年三月十一日厚生大臣指定）

第一章 総 則

第一條 本学は教育基本法の規定する教育の目的と方法に則り、児童福祉法に基き、保育の理論と實際を教授研究し、健全な心身を練磨すると共に豊かな教養と高度の技術を授け以て優れた児童福祉施設の保母を養成することを目的とする。

第二條 本学の第一学年に入学させる定員は左の通りとする。

保育科 五〇名

第二章 通 則

第一節 学年学期及び休日

第三條 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終り、左の二学期に分ける。

前学期 自四月一日 至九月三十日

後学期 自十月一日 至翌年三月三十一日

第四條 学年中の休業日は左の通りとする。但し学長がこれを変更することができる。
祝祭日、日曜日、本学記念日

春季休業日 自三月二十日 至四月十日

夏季休業日 自七月十一日 至九月十日

冬季休業日 自十二月二十五日 至翌年一月八日

第二節 教授會

第五條 本学に教授會を置く。

教授會は本学の教員を以て組織する。

教授會は学長又は教員の三分の一以上の要求があつたとき学長がこれを招集しその議長となる。

第六條 教授會は左の事項を審議する。

- 一、学科課程及び学科考査に関する事。
- 二、学生の資格認定及びその身分に関する事。
- 三、教職員の進退に関する事。
- 四、厚生大臣又は学長の諮問した事。
- 五、その他の重大な事。

第三節 入学及び入学資格

第七條 本学の入学期は学年の始めから三十日以内とする。

第八條 本学に入學することが出来る者は、左の各号の一に該当するものとする。

- 一、学校教育法による高等学校を卒業した者。
- 二、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）。
- 三、文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者。

四、満十八才以上の女子であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者。

第九條 入学志願者は入学願書、履歷書及び入学に必要な左の書類を提出しなければならない。

- 一、出身学校長の卒業成績証明書、人物考査書。
- 二、身体検査書。
- 三、戸籍抄本。

第十條 願類に検定料（別に規定する）を添付すること。

第十一條 願出により退學した者が再入学を志望するときは、詮議の上原級若しくはそれ以下に入学を許可

することがある。

第十二條 入学を許可された者は保証人二人を定め、本学規定の書式により在学保証書を提出しなければならない。

第十三條 保証人は尊属親及び本学所在地又は近接府県居住者で独立の生計を営むものとする。

保証人に異動（変更、死亡、転居改姓等）のあつたときは直ちに届出ること。

第十四條 入学を許可された者は入学金（別に規定する）を納付すること。

第四節 休学、退学、除籍

第十五條 疾病その他止むを得ない事故により欠席する者は本人より届け出ること。

欠席が引き続き七日以上に亘るときは理由を詳記し、保証人連署を以て届け出ること。

欠席届は一週間以内に差し出すこと。

第十六條 病氣その他止むを得ない事故があるときは一年以内休学することができる。

休学しようとする者は、保証人連署を以て願ひ出ること。

但し病氣により休学する者は、医師の診断書を添付すること。

第十七條 休学中の授業料その他の納金はこれを納付すること。

第十八條 授業料その他の納金未納者は完納まで登校禁止を命ずることがある。

第十九條 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署を以て願ひ出ること。

第二十條 左の各号の一に該当する者は学籍を除く。

- 一、 操作不良で改悛の見込がないと認められた者。
- 二、 学力劣等で成業の見込がないと認められた者。
- 三、 正当な事由なく引き続き一ヵ月以上欠席した者又は出席が常に定まらない者。

四、授業料その他規定の納金を納付しないで定期日後三十日以上に及ぶ者。

第三章 学 科

第一節 修業年限及び学科課程

第二十一條 本学の修業年限は二カ年とする。

第二十二條 学生は左の標準により授業科目を修了しなければならない。

学科課程及び単位数

学 科 目	一、必 修 科 目		学 科 目	二、選 択 科 目		備 考
	配 当 単 位 数	配 当 時 間 数		配 当 単 位 数	配 当 時 間 数	
倫 理 学 教育學及び教育心理学 保 育 理 論 児童心理学及び精神衛生 生理学及び保健衛生学 看護學及び小兒病學	二 四 四 四 八 六 四	二〇 六〇 九〇 二〇 一〇 六〇 六〇	保 育 理 論 社 會 福 祉 事 業 一 般 社 會 福 祉 法 制 施 設 管 理 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン オ ー ガ ニ ゼ ー シ ョ ン	二 二 一 二 二	三〇 三〇 一五 三〇 三〇	
生 物 学 栄 養 学	二 四	二〇 六〇	英 語	三	九〇	

社會學	社會福祉事業一般	ケース・ワーク	グループ・ワーク	社會福祉法制	生活指導(絵画製作)	全 (言語演劇)	全 (リズム 集團遊戯)	全 (被服住居)	自然研究	社會研究	音樂	體育	看護學実習	栄養學実習	育児実習	ケース・ワーク実習	総合実習
二	二	二	二	二	三	二	三	一	一	一	六	二	一	一	一	一	二〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	九〇	六〇	九〇	三〇	三〇	三〇	一八〇	六〇	四五	四五	四五	四五	九〇〇
グループ・ワーク実習	(以上の中四科目必修)	哲	教	歴	社	法	音	衛	統	体	図	教	教	家	政	學	
		史	育	會	會	(日本國憲法含)	生	計	計	画	画	育	政	教	史		
		學	學	教	教	學	學	學	學	工	工	政	史	學			
一		二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四五		三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	六〇	三〇	三〇	六〇	六〇	三〇	三〇	三〇	六〇		

第二十三條 授業科目の單位は左の基準により算出する。

一、一時間の授業につき、二時間の予習または復習を必要とする講義によるものについては、十五時間の授業をもつて一單位とする。

二、二時間の授業につき、一時間の予習または復習を必要とする演習によるものについては、三十時間の授業をもつて一單位とする。

三、前二項のものを除く外、予習または復習を必要としない実験または実習によるものについては、四十五時間の授業をもつて一單位とする。

第二十四條 学科目のうち必修科目は每学期及び毎週の授業計画により全課程の單位を修得しなければならない。総合実習については、別途実施案に基いて行う。

卒業論文は最終年度に提出しなければならない。

第二十五條 選択科目のうち厚生大臣の定めたものについては、四科目以上選択履習しなければならない。

第二十六條 授業科目の修了は、試験によつてこれを認定する。

第二節 試験及び卒業

第二十七條 学生は必修科目及びその選択した学科目の試験を受けなければならない。

第二十八條 年度又は学期の終りにおいて各々その履修した科目につき試験を行う。但し学生は正当の事由のない限り、授業時間数の三分の二以上出席しなければ、試験を受けることができない。

追試験は学生の願出によりこれを行うことがある。

第二十九條 試験は各学科目について合格不合格を決定し、六〇点以上をもつて合格とする。但し実験実習については平素の成績を以て定めることができる。

第三十條 最終年度に卒業論文を提出しなければならない。卒業論文は三單位と計算する。

論文の題目は予め指導教官の承認を受け指導教官を経て提出する。

第三十一條 試験に合格できない者は全部合格するまで在学することができる。但し四カ年を超えることは許されない。四カ年以上にわたる者は除籍する。

第三十二條 学生が所定の学科目を修め所定の單位を取得した者に対しては、卒業証書を授与する。

第三節 保母資格

第三十三條 学長は卒業した者に対し保母資格証明書を交付する。

第四節 聽講生

第三十三條^ヤ 本学所定の学科目中一科目又は数科目の聽講を願出する者があるときは、学力詮衡の上支障のない限り聽講生として入学を許可することができる。

第三十五條 聽講期間は一カ年以内とする。但し事情により更に継続聽講を許可することができる。

第三十六條 聽講を修了した者に対しては聽講証明書を授与する。

第三十七條 聽講料は学科授業料と同額で入学と同時に納入するものとする。

第三十八條 聽講生に対しては試験は行わない。

第三十九條 聽講生の入寮は許可しない。

第四十條 聽講生に關し特に規定あるものの外は本学一般の規定を適用する。

第四章 服 装

第四十一條 学生の服装は総て本学所定の服装規定に依る。

第五章 賞 罰

第四十二條 善行の者、学業優秀の者及び功績顯著な者等に対しては褒賞することがある。

第四十三條 学則に違背し風紀を紊し、学生の本分に悖る行為があつたと認めたる者に対しては、懲戒を加える

ことがある。

懲戒は成飭、停学、退学の三種とする。

第六章 入寮及び退寮

第四十四條 学生は第一学年中は成るべく入寮するものとする。

第四十五條 卒業した者、除籍又は退学を命ぜられた者は同時に退寮するものとする。

附 則

第四十六條 本学則施行に関する細則は別にこれを定める。

第四十七條 本学則は昭和三十五年四月一日からこれを施行する。

別途に規定すべきもの

一・授業料等納付規定

日体保育科授業料等納付規定

第一條 授業料は左の通りとする。但し二期に分納するも前期に全納するも随意とする。

自四月一日

前期

一一、〇〇〇円

至九月三十日

自十月一日

二四、〇〇〇円

後期

一一、〇〇〇円

至三月三十一日

第二條 授業料は毎学期始業後一週間以内に納付するものとする。

第三條 入学検定料は四、〇〇〇円とする。

第四條 入学金は五、〇〇〇円とする。

第五條 既納の授業料、検定料及び入学金等はこれを返付しない。

第六條 学生であつて退学し、除籍され、又は退学を命ぜられたときは、その学期の授業料はこれを徴収する。

〔日体保育科指定申請書〕（昭和三十五年一月）

九二 常陽中學校學則（昭和二十二年二月十日認可）

第一章 總 則

第一條 本校ハ中等學校令ニ據リ高等普通教育ヲ施シ身體ノ發達智能ノ啓培人格ノ陶冶ヲ重ンジ特ニ國際道義ノ涵養ニ努メ以テ誠心有爲ナル人材ノ養成スルヲ目的トス

第二條 修業年限ハ五年トス

第三條 生徒ノ入學定員ハ二百名トス

第二章 學年學期及休業

第四條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五條 休業日左ノ如シ

一、祝日、祭日、日曜日

一、夏季休業七月二十一日ヨリ八月三十一日マデ

第六條

第三章 學科課程及授業時數

ベシ

一、冬季休業十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マデ
 一、春季休業三月二十六日ヨリ四月四日マデ
 休業日ニ行事作業又ハ心身修練ヲ行ヒ且特別ノ事情アルトキハ臨時短縮或ハ延長スルコトアル

教 練	理 数 科		國 民 料			教 科	學 年
	生 物 象	数 學	地 理	歷 史	國 語		
三	四	四	三	五	一	第一學年	
三	四	四	三	五	一	第二學年	
三	六	四	三	五	二	第三學年	
三	五	五	三	五	二	第四學年	
三	五	五	三	五	二	第五學年	

第七條

第四章 進級及卒業
 各學年ニ於ケル課程ノ修了ハ平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

備考

本表ノ外學校長ニ於テ教育上必要ト認ムルトキハ隨時課外トシテ修練實習作業等ニ關スル教育ヲ施スコトアルヘシ

海軍

每週授業總時數	修練	外國語科	實業科	藝能科				體操
				工 作	図 画	書 道	音 樂	
三五	三	四		二	一	一	四	
三五	三	四		二	一	一	四	
三六	三	(四)	(四)	三				三
三六	三	(四)	(四)	三				三
三六	三	(四)	(四)	三				三

第八條 成績ヲ分チテ學期成績及學年成績ノ二トス學年成績ハ各學期ノ成績ヲ綜合シテ之ヲ定ム
第九條 本校ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五章 入學休學及退學

第十條 入學期ハ毎年四月トス但シ缺員アルトキハ臨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十一條 第一學年ニ入學ヲ許可スル者ハ國民學校初等科ヲ修了シタル者トス

第十二條 第二學年以上ニ缺員アル場合ハ相當年齡ニ達シ前各學年ノ課程ヲ修了シタル者及同等ノ學力ヲ有スト認ムル者ニ對シ之ヲ考査ノ上入學セシムルコトアルベシ

第十三條 入學志願者ハ所定ノ入學願書ニ入學檢定料ヲ添ヘ任學又ハ出身學校ヲ經テ願出ツベシ

第十四條 入學志願者ニ對シテハ在學又ハ出身學校長ノ個人調査書ヲ勘考シ更ニ學力及人物考査並ニ身體檢査ヲ行ヒ入學ヲ許可ス

第十五條 入學ヲ許可セラレタル者ハ十日以内ニ本校所定ノ誓約書ニ戸籍抄本又ハ戸籍記載事項證明書ヲ添

ヘ學校長ニ差出スベシ

第十六條 保證人ハ尊屬親又ハ生徒ノ身分ヲ引受ケ且監督ノ責ヲ盡スニ堪フル者タルベシ

第十七條 疾病又ハ事故ニ因リ缺席セントスルトキハ豫メ其ノ旨學校長ニ届出ツベシ但シ病氣ノ爲ニ一週間以上ニ拙ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ

第十八條 疾病又ハ事故ニ因リ三ヶ月以上修學スルコト能ハザル虞アルトキハ其ノ理由ヲ具シ保證人連署ノ上學校長ニ願出テ一年以内休學スルコトヲ得但シ疾病ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ

休學期間ノ中途ニ於テ出校セントスルトキハ其證人連署ヲ以テ學校長ニ届出スベシ

第十九條 疾病又ハ事故ニ因リ退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ保證人連署ヲ以テ學校長ニ願出ツベシ但シ疾病ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ

第二十條 學校長ニ於テ左ノ各號ノ一二該當スト認ムルトキハ退學ヲ命ス

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者
二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

三、引續キ一年以上缺席シタル者

四、出席常ナラザル者

第六章 賞 罰

第二十一條 學力、體力、操行共ニ優秀ナル者又ハ其ノ他ノ模範タルベキ者ハ之ヲ褒賞スルコトアルベシ
第二十二條 不都合ノ行爲アリト認メタル生徒ニ對シ調戒譴責ヲ加ヘ又ハ停學退學ヲ命スルコトアルベシ

第七章 授業料及入學檢定料入學金

第二十三條 授業料ハ月額金貳拾圓トス毎月指定ノ期日ニ納付スベシ但シ前納ヲ妨ゲス

第二十四條 入學檢定料ハ金五圓トス

第二十五條 入學金ハ金拾圓トス

第二十六條 既納ノ學費ハ事情ノ如何ニ拘ラス返附セス但シ前納ノ授業料ニ限り退學翌月後ノ分ヲ返還ス

第二十七條 期日内ニ授業料ヲ納付セザル者ニ對シテハ其ノ出校ヲ停止スルコトアルヘシ

第二十八條 在學生徒ハ出席ノ有無ニ拘ラス授業料ヲ納付スベキモノトス

第二十九條 授業料ハ特別ノ場合ニ於テ之ヲ減免スルコトアルベシ

第八章 寮 舍

第三十條 本校生徒ハ保證人ノ許ヨリ通學スルモノノ外ハ寮舍ニ寄宿セシム

第三十一條 寮生ニシテ外泊セントスル者ハ學校長ノ許可ヲ得ルニアラザレバ之ヲナスコトヲ得ス

第三十二條 教育上必要アリト認メタルトキハ生徒ニ入寮ヲ命スルコトアルベシ

第三十三條 生徒ノ寮舍ニ於ケル費用ハ自辨トシ一定ノ期日ニ納付セシム

附 則

第三十四條 本學則施行ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

學 級 編 成 豫 定 表

計	第五學年	第四學年	第三學年	第二學年	第一學年	學年	學級	第一年度
						生徒数	生徒数	
四					四	學級	生徒数	第二年度
二〇〇				四	四	學級	生徒数	
八				四	四	學級	生徒数	第三年度
四〇〇			四	四	四	學級	生徒数	
一二			四	四	四	學級	生徒数	第四年度
六〇〇		四	四	四	四	學級	生徒数	
一六		四	四	四	四	學級	生徒数	第五年度
八〇〇		四	四	四	四	學級	生徒数	
二〇	四	四	四	四	四	學級	生徒数	第五年度
一、〇〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	學級	生徒数	

第一號書式

入 學 願

受付番號

								號 番	
者		權		親		人		本	
	職	現	氏	卒	現	原	生	氏	
	業	住	名	業	住	籍	年	名	
		所		學	所		月		
				校			日		
				名					
				ハ					
	續								
	本人								
	トノ								
	柄								

第二號書式

入學許可通知ヲ
受クル所

昭和 年 月 日

親權者
右後見人

親族

常陽中學校長何某殿

印紙

保證書

原籍
現住所

職業戸主又ハ誰何 男等

氏名
年月日生

右者今般、御校へ入學許可相成候ニ就テハ充分監督ノ責ニ任シ
猥リニ退學轉學致サセ間敷且本人在學中ハ勿論學籍ヲ脱シ候後
タリトモ在學中ニ係ル事件ハ一切引受可申仍テ保證如斯候也

年 月 日

正保證人住所 氏 名 ㊟

第三號書式

副保證人住所
常陽中學校長何某殿
氏 名 ④

卒業證書

校印

氏 名

生 年 月 日

本校規定ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒

ヘタリ

仍テ之ヲ證ス

年 月 日

常陽中學校長位勲何某

校長印

第 號

〔常陽中學校設置認可申請〕(昭和二十一年九月)

九三 常陽高等學校學則（昭和二十三年四月二十七日認可）

常陽高等學校學則

第一章 總則

第一條 本校は高等學校令に依り新制中學校に於ける教育の成果を更に發展擴充して國家及社會の有用な人材を養成するを目的とする

第二條 本校に並普通科を置き修業年限は三年とする

第三條 生徒定員は四百五十人とす

第四條 學年を分て左の三學期とする

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 翌年一月一日より三月三十一日に至る

第六條 休業日は左の如く定める

一 祝日・祭日・別學校記念日・日曜日

一 春季 三月二十六日より四月四日に至る

一 夏季 七月二十日より八月二十日に至る

一 冬季 十二月二十五日より翌年一月七日に至る

但し特別の事情ある場合には休業日を適宜に短縮又は延長することある

第三章 教科課程並授業日時數

第七條 各學年の教科課程及授業日時數は別表に作る

第八條 授業日數は高等學年にあつては二百三十日以上とし其他の學年にあつては各學年二百五十日以上とする

第四章 入学 退學 轉學 及 轉入

第九條 入學の時期は學年の始りとする但し缺員あるときは第二學期の始めに於いて臨時入學せしめる

第十條 第一學年に入學し得るものは中學校を修了した者又は之と同當以上の學力をも有する者とする

第十一條 第二學年以上に入學を許可すべき者は相當年令に達し前各學年の課程を終了した者又は考査に依り之と同當の學力ありと認めたる者

第十二條 第四學年入學志願者に對しては考査に依り入學者と定める

第十三條 入學者志願者は所定の入學志願書に出身學校長の調査書並に入學志願書と添えて入學校長に願出する

第十四條 中途退學者で再入學を志願する者又は他の高等學校より轉入する者あるときは缺員ある場合に限り考査の上相當學年に編入を許可することがある

第十五條 入學者の許可を得たる者は十日以内に正副二名の保證人を定め所定の誓言約書に戸籍抄本を添へ入學校長に差出す

第十六條 正保證人は生徒の親権者又は後見人とし副保證人は成年で學校所在地より二里以内に居住し独立の生計を営む者とする保證人は被保證人をして克く學則を遵守せしめ且つ其の身に係る一切の事件に就き責任に任ずる

第十七條 保證人其の責任を盡さぬ場合には入學校長は保證人の喪失を命ずることある

第十八條 生徒又は保證人に改名轉籍轉居又は改印したと

きは其旨直に學校長に届出る保證人に変更ある
ときも亦同じ

第十八條 生徒疾病其の他己を得ざる理由に依り退學する
ときは其理由を詳記し保證人連署の上學校
長に願出て許可を受ける

第十九條 學校長は疾病其の他己を得ざる事故に因り缺
席二カ月以上に亘る見込みの者には一年以内休
學を許可する事が出来る

第二十條 學校長は他の學校轉學を志望する者あると
きは正當の事由ありと認めたる場合に限り之を
許可すること出来る

第五章 賞罰

第二一條 品行方正學業甚優等して他の生徒の模範となる者
又は特殊の善行ある者は之を褒賞することがある

第二二條 學校長は教育上必要ありと認めるときは生徒に
懲戒を加ふる懲戒は戒飭謹慎停學又は放校とする
を命ずる

一 品行不良で改善の見込みなしと認めたる者
二 學力劣等で成績未の見込みなしと認めたる者
三 正當の理由なく引續き一カ月以上缺席した者
四 校規に違反し又は出席常ならぬ者

第二三條 本校所屬の物品其の他財産を毀損亡失したときは
現品又は金圓を以つて之を賠償せしめることが
ある

第六章 課程 課程の修了及卒業

第二四條 各學年毎の課程の修了又は全課程の卒業は卒業
の證書を成績を考査して之を定める

第二十六條 全課程を卒業したものは所定の卒業證書と
授與する

第七章 學費 授業料 及入學考査料

第二十七條 授業料は月額金百五十圓とする
授業料は毎月所定の期日に納入する但し前
納を妨げない

第二十八條 授業料を滞納したときは一時其の生徒の出
席を停止することがある

第二十九條 入學考査料は八拾圓入學金は五拾圓とする
納入した入學考査料及入學金は如何なる理
由あるも之を返還しない

第八章 寄宿舎

第三十條 寄宿舎に關する規定は學校校長別に之を定
める

附則
本學則施行に關しての細則は學校校長之を定
める

計	家庭	實業	外國語	工作	圖畫	音樂	體育	社會科	理科	數學	書道	漢文	國語	教科課程及授業時數表		
														第一學年	第二學年	第三學年
三五	二		二	四	一	二	二	四	六	四	四	一	四	四	一	四
三六	一	常陽中學校	一	四	一	二	三	四	七	四	四	一	一	四	一	四
三六	一		一	四	一	二	三	四	七	四	四	一	一	四	一	四

〔常陽高等學校學則綴〕〔昭和二十三年〕

九四 荏原中学校学則（明治三十七年四月十一日認可）

第一章 学年、学期、休日

第一条 本校生徒修業年限ヲ五ヶ年トシ一ヶ年ヲ一学年ニ當ツ

第二条 学年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ヘル

第三条 一学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル
休業日左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、日本体育会創立記念日（九月二十三日）

一、夏季休業 八月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

一、冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第二章 学科及課程

第五条 本校ノ学科課程ハ左ノ如シ（別表）

第三章 入学及退学

第六条 入学期ハ学年ノ初トス学年ノ初メヨリ三十日以内トス但臨時入学ハ欠員アル時ニ於テ第二学期第三学期ノ始メヨリ十日以内トス

第七条 本校第一年度ニ入学セシム可キ者ハ身体健全品行方正年齢滿十二年以上ニシテ高等小学校

第二学年修了ノ者又ハ之ト同程度ノ学科ニ就キ入学試験ヲ受ケテ及第シタル者タル可シ

但シ入学ノ承認ハ小学校高等科第二学年修了者ヲ以テ先トス然レドモ該志願者ノ募集人員ニ超過スル時ハ選抜試験ヲ施行ス

第八条 本校第二年度以上ニ入学セシムベキモノハ相当ノ年齢ニ達シ前各学年ノ各科目目試験ニ及

第シタル者トス

第九条

入学志願者ハ第一号書式入学申請書第二号書式学業履歷書ヲ添へ本校事務所ニ送シ出スベシ且高等小学第二学年修了後ノ者ニシテ本校第一学年級ニ入学スル者ノ外ハ入学試験檢定

料トシテ金五拾錢ヲ納ム可シ

第十條

退學セントスル者ハ保証人連署ヲ以テ其ノ事由ヲ詳記シ申請書ヲ差出ス可シ

第十一條

已ニ退學シタル生徒ニシテ退學ノ時ヨリ一個年以内ニ再入學ヲ志願シタル時ハ試験ニ依ラズシテ原學年以下ノ學年ニ入學セシムル事アルベシ

第十二條

他ノ中学校ニ転學ヲ志望スル生徒アル時ハ正當ノ事由アリト認メタル場合ニ限り其ノ生徒ノ在學証書及ビ成績表ヲ移轉先學校ニ送附スベシ

本校ニ於テ他ノ學校ヨリ前項書類ノ送致ヲ受ケタル時ハ欠員アル場合ニ限り入學ヲ承認スルコトアル可シ

前項ノ規定ニ依リ転入學ヲ承認スル生徒ハ試験ヲ行ハズシテ同一學年ニ編入スルコトアル可シ

第四章 試驗規則

第十三條 試驗ヲ分チテ學年學期ノ二トス

第十四條 學年試驗ハ一學年ノ終リニ學期試験ハ第一學期第二學期ノ終リニ之ヲ行フ

第十五條 試驗成績ハ甲乙丙丁ノ四ニ分ツ

第十六條 試験ニ欠席シタル者ハ凡テ補欠試験ヲ施行セズ

第十七條

生徒ノ及落ハ每學期試験及ビ學年試験ノ成績及ビ平素ノ學業ヲ考查シテ之ヲ定ム

第十八條

各學科ノ成績ハ丙以上ヲ及第トス

第十九條

第一、二、三、四學年試験ノ及第者ニハ學年修業証書ヲ授与シ第五學年試験ノ及第者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第五章 學費規則

第二十條

本校ニ入學スル者ハ在學保証書ヲ添ヘ入學金貳円ヲ納ム可シ

第二十一條

本校ノ授業料ハ第三學年以上ヲ一ヶ年金貳拾七円五拾錢(一ヶ月金貳円五十錢但八月ヲ除ク)トシ第二學年以下ヲ一ヶ年金貳拾貳円(一ヶ月金貳円八月ヲ除ク)トス

第二十二條

授業料ハ每學期即チ一月四月九月ノ三回ニ分チ其月ノ十日以内ニ之ヲ前納ス可シ但シ月割ヲ以テセントスルモノハ年額十一分ノ一ヲ毎月五日迄ニ納ム可シ

第二十三條

授業料ノ納付ヲ滞リタルモノハ保証人ヨリ之ヲ徴收ス

第二十四條

生徒在學中ハ出席ノ有無ニ拘ハラズ授業料

ヲ徴収ス

第二十五条 入学金並ニ授業料月割額ハ一旦之ヲ納メタ

ル後直チニ退学スルモ返附セズ但シ一学期ノ

授業料ヲ前納シ半途ニシテ退学スル者ハ退学

ノ翌月分ヨリ還附ス可シ

第六章、賞罰規則

第二十六条 身体健全品行方正ニシテ學術優等ナル者ニ

ハ教員会ノ決議ヲ經テ特殊ノ待遇ヲ為スコト

アルベシ

第二十七条 校則命令ニ違背シタル者及ビ總テ生徒タル

ノ本分ヲ尽サザル者ハ其情状ニ依リ左ノ懲罰

ヲ加フルモノトス

一、訓戒 譴責若クハ教諭シテ将来ヲ戒ム

二、退場 授業ニ就クコトヲ停止シ教場ヲ退カシ

ム

三、謹慎 校内ニ謹慎セシメ悔悟ノ実ヲ挙げシム

四、停学 悔悛ノ情状顯著ナルニ至ル迄就学ヲ停

止ス

五、退学 学籍ヲ除キテ放校ス

第二十八条 左ノ各項ノ一ニ該当スル者ハ退学セシム

一、身体病弱若クハ学業劣等ニシテ成業ノ見込ナ

キ者

一、品行不良ニシテ改善ノ見込ナキ者

一、出席極メテ不定ナル者

一、一ケ年以上引続キ欠席シタル者

一、正当ノ事由ナクシテ又ハ無届ニテ引続キ十五

日以上欠席シタル者

一、屢々授業料ノ納附ヲ怠リタル者

一、第三十二条但書ノ場合ニ於テ適當ナル保証人

ヲ立テザル者

第七章 生徒心得

第二十九条 本校生徒タル者ハ常ニ本校教育ノ旨趣ヲ体

シ剛健ナル身体堅実ナル道義明敏ナル智識ヲ

修養センコトヲ期ス可シ

第三十条 前条ノ目的ヲ達センガ為メニ居常言動ヲ慎ミ

校規教訓ニ服従シ苟モ生徒タルノ体面ヲ傷ク

可ラズ

第三十一条 總テ師長ヲ尊敬シ信義礼節ヲ重ンズベク苟

モ面従背反卑劣ノ言動ヲ為スコラズ

第八章 父兄保証人心得

第三十二条 入学ノ承認ヲ得タル者ハ東京府下ニ於テ一

家計ヲ立テ本校ノ指示ニ從ヒテ被保証人ニ関

スル一切ノ資ニ任ジ得ベキ成年以上ノ男子ヲ
保証人トシ第三号書式ノ在学保証書ヲ十日以
内ニ差出スベシ但シ本校ニ於テ不適當ト認ム
ル保証人ハ之ヲ変換セシム可シ

第三十三条

保証人ニシテ転居シ又ハ改名シタル時ハ其
都度直チニ本校ニ通知シ又旅行スル時ハ相
当ノ代理人ヲ定メ本校ニ申シ出ヅ可シ

第三十四条

保証人ニ対シ本校ヨリ出頭ヲ促シタル時ハ
速ニ参校ス可シ

第九章 寄宿寮規則

第三十五条

本寮ハ生徒ノ父母兄弟ニ代リテ其ノ保護訓
育ノ任ニ当ル所トス

第三十六条

本寮ハ特ニ衛生体育ニ注意シ之ニ基キテ品
性ノ陶冶学業ノ進歩ヲ図ル可シ

第三十七条

本寮ニハ寮監及ビ医師ヲ置キテ寮生ノ保護
訓育ニ従事セシム

第三十八条

寮生ノ勉学食事眼起運動其ノ他外泊帰宅等
ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九条

寮生若シ其ノ本分ヲ尽サザル時ハ其情状ニ
依リ左ノ懲戒ヲ加フベシ

一、訓戒

二、謹慎

三、保証人預ケ

四、退寮

第四十条

寮費ハ物価ノ高低ニ伴ヒ時々之ヲ定ム

(別表) 学科課程及教授時數表

計	体 操	唱 歌	図 画	物理化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	外国語(英)	漢 語 文及	修 身	学科 / 学年
	兵普 式通 体体 操操	单 音	自 在 画		植 物	算 術	日 本 歴 史	外 国 地 理	讀 字、 讀方、 習字、 會話、 訳解	講、 文、 讀 習文 字法	人倫 道德ノ 要旨	第一 学年
三一	六	一	一		二	四	一	二	六	七	一	時 數 每 週
計	体 操	唱 歌	図 画	物理化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	外国語(英)	漢 語 文及	修 身	学科 / 学年
	同	单 音	用自 器在 画		植 物	代 算 術	同 上	外 国 地 理	讀 字、 讀方、 會話、 訳解、 書取、 文法	同 上	同 上	第二 学年
三一	六	一	一		二	四	二	一	六	七	一	時 數 每 週
計	体 操	唱 歌	図 画	物理化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	外国語(英)	漢 語 文及	修 身	学科 / 学年
	同	複 音	同 上		動 物 生 物 学	幾 何 数 学	東 洋 歴 史	外 国 地 理	會 話、 讀方、 訳解、 文法、 書取	同 上	同 上	第三 学年
三一	六	一	一		二	四	二	一	七	七	一	時 數 每 週

計	学科									学年		
	体 操	唱 歌	図 画	物理 化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	外国 語(英)		漢国 語及 文	修 身
	同 上	同 上	化学 第一期	物理 第一期	動物 第一期	同 上	西 洋 歴 史	同 上	翻 訳 フ 加 フ 上	講 義、 文 法、 作 文	同 上	第 四 学 年
三三	六	一	四	三	三	一	二	一	七	六	一	時 每 週 數
計	学科									学年		
	体 操	唱 歌	図 画	物理 化学	博 物	数 学	歴 史	地 理	外国 語(英)		漢国 語及 文	修 身
	同 上		物 理		三幾 角何	西日 洋本 歴歴 史史	地 本 文	同 上	文同 學 史	倫 理 學 一 班	同 上	第 五 学 年
三三	六		四		四	二	一	九	六	一	時 每 週 數	

〔創立八十周年記念誌「日体荏原高等学校」(昭和五十九年十一月)〕

九五 荏原高等學校學則（昭和二十九年二月九日改正認可）

第一章 總則

第一條 本校は學校法人日本体育會が經營する。

第二條 本校は教育基本法、學校教育法、同施行規則及び私立學校法によつて設置運営する全日制高等

學校で普通課程と商業課程を置く。

第三條 本校の位置は東京都大田区安方町四八番地に置く。

第四條 本校は男子に必要な高等普通教育及び専門教育を施し、特に人格の陶冶と社会的教養を涵養することを旨とする。

第五條 本校は教育の尊嚴を保つため政党政派並びに偏向した政治的又は思想的活動を許さない。

第六條 本校の主義方針に賛同して子弟の教育を依頼する父兄（保護者）との約束のもとにその子弟を本校生徒として教育する。

第七條 本校には學校長教頭教諭兼任教諭囑託教員並びに事務職員をおく。

第八條 教職員は本校の教育目的を体して教育活動に誠

実な努力をなすすべて率先垂範するを要する。

第九條 學校管理教職員の職責に関する組織及び規定は別に之を定める。

第十條 教師と生徒とは互いにその人格を尊重し特に生徒は教師を尊敬しその指示指導に従順であることを要する。

第二章 定員・修業年限等

第十一條 本校の定員は七百二十名とし普通課程は十二學級四百八十名商業課程は六學級二百四十名とする。

第十二條 修業年限は三ヶ年とする。

第十三條 学年は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第十四條 一学年を三期制とする。第一期は四月一日から八月三十一日迄第二期は九月一日から十二月三十一日迄、第三期は翌年一月一日から三月三十一日

することが望ましい。教育懇談のための組織は別に之を定める。

第三十條

保護者の住所が遠隔の場合はその代理人として別に都内に在住する保証人を定めることを要する。但しこの場合学校長の承認を得なければならぬ。

第六章 休学・退学・転学

第三十一條

病氣その他正当な理由で二ヶ月以上欠席しようとする者は保護者から休学願を提出して学校長の許可を得なければならぬ。

第三十二條

病氣・転住その他正当な理由で転校又は退学を希望する者は所定の書類をと、のえて保護者から学校長に願ひ出でその許可を受けなければならぬ。

第七章 褒賞・罰則

第三十三條

学力・性行・出席の諸条件が他に秀で人間成育過程に於いて一般生徒の模範とするに足るものは学年末に一定の方法によつて表彰する。他卒業の際に賞状等を授与して之を褒賞する。

第三十四條

出席常ならず或いは無届のまゝ一ヶ月以上欠

第三十五條

席した者また納入金の滞納二ヶ月以上に及ぶ者は之を除籍することが出来る。

校則を守らず協同生活をみだり又は学業・性行の不良等により、学校長が就学継続困難と認めたものに対してはそれぞれ譴責・謹慎・停学・退学その他適當と認めた教育上の処分を行う。

第八章 教育課程

第三十六條

本校三ヶ年間に履修すべき教育課程時間配当表は下記の通りである。

第九章

第三十七條

入学考査料・入学科及び授業料
本校の入学考査料・入学科及び授業料は下の通りである。

入学考査料 五百円

入 学 料 貳千円

授業料(月額) 九百円

第三十八條

授業料は生徒が在籍する間は毎月之を納入しなければならぬ。

第三十九條

一旦納めた納入金は事情の如何を問わず之を返還しない。

第四十條

寄宿舎制度は当分之を定めぬ。

迄とする。

第十五条 毎日の教育活動は午前八時に始まり午後四時に終る。但し季節によつて伸縮することがある。

第三章 休日・休暇

第十六条 本校の休日は下記の通りとする。

祝日・日曜日・創立記念日

第十七条 長期の休暇は下記の通りである。

夏期休暇 七月二十一日から八月三十一日まで

冬期休暇 十二月二十五日から翌年一月七日まで

で

春期休暇 三月二十四日から三月三十一日まで

第十八条 前二条の規定の外、教育上必要と認めるときは臨時休業授業時間の短縮等を行うことがある。

第四章 入学・在学・卒業

第十九条 本校入学の資格は中学校卒業或はそれと同等以上の学力を有して相当の年齢に達し心身共に健全であることを要する。

第二十条 本校に入学を希望する者は所定の入学願書履歴書その他必要な書類をと、のえ考査料と共に本校に提出することを要する。

第二十一条

本校に入学の許可を受けたものは所定の様式

の在学証書を認め、所定の入学料を添えて提出するものとする。

第二十二章

本校に在学するものは校則及びそれに伴う諸規定を遵守しなければならない。

第二十三章

本校所定の単位を全部履修したのものには所定の卒業証書を授与する。

第二十四章

三年間に所定の単位を履修することが出来なかつた時はその単位を修了するまで六ヶ月又は一ケ年引続き在学を命ずることがある。

第五章 保護者・保証人

第二十五条

子弟の生活と教育とに責任をもつ父兄を保護者とする。

第二十六条

保護者は生徒の在学中その身上に関する責任をもたなければならない。

第二十七条

保護者は常にその住所を学校に届け出ておかなければならない。

第二十八条

保護者は通知簿・生徒手帖生徒会新聞などに関心をもち、学校訪問・教育懇話会への参加等により、家庭と学校との連絡を保つことを要する。

第二十九条

保護者は本校教員と共に学校教育活動に協力

教育課程時間配当表

第四十一条 附則
本校校則の施行上必要な細則は別に之を定める。

共通必修教科目					必修別			課程別		
					教科別		単位			
理科	数学		保健体育	社会	国語(甲)	普通課程		商業課程	総時数	
地化物生 学学理物	解幾解一 析(析)何(学)	析(何)学	時世日人一 事界本本地社 問題史史理	五 五 五	九 三 三 三		一年 二年 三年			一年 二年 三年
五 五五五 五五五	五 五五五 五五五	五 五五五 五五五	九 三 三 三	五 五 五 五	九 三 三 三	一年 二年 三年		一年 二年 三年	三 五	
五 五五五 五五五	五 五五五 五五五	五 五五五 五五五	九 三 三 三	五 五 五 五	九 三 三 三					
一五 一五	一五 一五	一五 一五	三 三	一五 一五 一五	三 三	一年 二年 三年	一年 二年 三年	三 五		
一五 一五	一五 一五	一五 一五	三 三	一五 一五 一五	三 三					
選択教科目				関係必修教科目		必修別				
統商実 計務業 調実経 査品習 済				簿商文珠經法商 記業書算及業 会英実業計營 計語務算規		教科別		単位	課程別	
語(英) 語(文)				一五 二二 三三 三三 三三		一年 二年 三年	一年 二年 三年		普通課程	商業課程
一五 一五 一五 一五				二二 二二 二二 二二						
三 三 一 二	三 三 一 二	三 三 一 二	三 三 一 二	一五 二二 三三 三三 三三	二二 二二 二二 二二	一年 二年 三年	一年 二年 三年	三 五	三 五	
三 三 一 二	三 三 一 二	三 三 一 二	三 三 一 二	一五 二二 三三 三三 三三	二二 二二 二二 二二					
三 三 一 二	三 三 一 二	三 三 一 二	三 三 一 二	一五 二二 三三 三三 三三	二二 二二 二二 二二	一年 二年 三年	一年 二年 三年	三 五	三 五	
三 三 一 二	三 三 一 二	三 三 一 二	三 三 一 二	一五 二二 三三 三三 三三	二二 二二 二二 二二					

第四十二条 選択教科目については時の事情により多少の変更を見ることがある。

選択教科目中普通課程の外国語は各年次五単位必修とし国語乙・漢文・芸能・珠算・商業経済中より二科目を選択せしめる。
商業課程は八十五単位以上の所商業に関する科目三十単位以上を履修するものとする。普通課程は共通必修教科目を選択教

科目を加えて八十五単位以上を履修するものとする。
社会は一般社会を除き普通課程は十単位商業課程は五単位以上を履修せしめ理科数学は普通課程は各々十五単位商業課程は各々五単位以上を履修するものとする。

〔日本体育会佐原中学校・佐原高等学校五十年史〕〔昭和三十年十一月〕

九六 日体荏原高等学校学則（現行）

昭和23年3月10日 制 定

平成2年11月7日 最近改正

第一章 総 則

- 第一 条 本校は学校法人日本体育会が経営する。
- 第二 条 本校は教育基本法・学校教育法・同施行規則及び私立学校法によつて設置運営する全日制の課程、普通科と商業科を置く。
- 第三 条 本校は日体荏原高等学校と称し東京都大田区池上八丁目二十六番一号に置く。
- 第四 条 本校は男子に必要な高等普通教育及び専門教育を施し特に人格の陶冶と社会的教養を涵養することを目的とする。
- 第五 条 本校は教育の尊厳を保つため政党政派並びに偏向した政治的又は思想的活動を許さない。
- 第六 条 本校の主義方針に賛同して子弟の教育を依頼する父兄（保護者）との約束のもとにその子弟を本校生徒として教育する。
- 第七 条 本校には学校長1、教頭1、教諭50、兼任教諭2、講師12、並びに事務職員5 学校医1、学校歯科医1、学校薬剤師1、看護職員1を置く。
- 第八 条 教職員は本校の教育目的を体して教育活動に誠実な努力をなし、すべて率先垂範するを要する。
- 第九 条 学校管理、教職員の職責に関する組織及び規定は別に之を定める。
- 第十 条 教師と生徒とは互いにその人格を尊重し特に生徒は教師を尊敬しその指示指導に従順であること
を要する。

第二章 定員・修業年限等

第十一條 本校の定員は壹千五百名とし全日制の課程普通科は貳拾七学級で壹千參百五拾名、商業に関する学科商業科は參学級壹五百拾名とする。

第十二條 修業年限は三年とする。

第十三條 学年は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第十四條 一学年を三期制とする。第一期は四月一日から八月三十一日まで、第二期は九月一日から十二月三十一日まで、第三期は翌年一月一日から三月三十一日までとする。

第十五條 毎日の教育活動は午前八時三十分始まり午後四時三十分を終る。但し、季節によつて伸縮することがある。

第三章 休日・休暇

第十六條 本校の休日は下記のとおりとする。

国民の祝日・日曜日・創立記念日

第十七條 長期の休業は下記のとおりとする。

夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月七日まで

春季休業日 三月二十四日から三月三十一日まで

第四章 入学・在学

第十八條 本校入学の資格は中学校卒業あるいはそれと同等以上の学力を有して相当の年令に達し、心身共に健全であることを要する。

第十九條 本校に入学を希望する者は所定の入学願書その他必要な書類を整えて選抜料と共に本校に提出することゝ要する。

第二十條 本校に入学の許可を受けた者は、所定の在学証書を認め、所定の入学金を添えて提出するものと

する。

第二十一条 本校に在学する者は学則及びそれに併う諸規定を遵守しなければならない。

第五章 教育課程・学習評価及び卒業等

第二十二条 本校の教育課程は別表に定める教科及び特別教育活動、並びに学校行事等により編成し、各学年の課程の修了は生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定し、所定の全課程を修了した者には所定の卒業証書を授与する。

第二十三条 三年間に所定の単位を履修することが出来なかつた時はその単位を修了するまで六ヶ月又は一カ年引続き在学を命ずることがある。

第六章 保護者・保証人

第二十四条 子弟の生活と教育とに責任を持つ父兄を保護者とする。

第二十五条 保護者は生徒の在学中その身上に関する責任をもたなければならない。

第二十六条 保護者は常にその住所を学校に届け出ておかなければならない。

第二十七条 保護者は通知簿・生徒手帳・生徒会新聞等に関心を持ち、学校訪問、教育懇話会への参加により家庭と学校との連絡を保つことを要する。

第二十八条 保護者は本校教員と共に学校教育活動に協力することが望ましい。

教育懇話のための組織は別に之を定める。

第二十九条 保護者の住所が遠隔の場合はその代理人として別に都内に在住する保証人を定めることを要する。但し、この場合学校長の承認を得なければならない。

第七章 休学・退学・転学

第三十条 病気その他正当な理由で二カ月以上欠席しようとする者は、保護者から休学願を提出して学校長の許可を得なければならない。

第三十一条 病氣、転任その他正当な理由で転校を希望する者は所定の書類を整えて、保護者から届け出て承認を得なければならぬ。退学しようとする時は、所定の書類にその事由を明らかにし、必要な書類を添えて保護者から学校長に願ひ出て、許可を受けなければならない。

第八章 賞罰

第三十二条 学力・性行・出席の諸条件が他に秀で、人間育成課程において一般生徒の模範とするに足る者は学年末に一定の方法によつて表彰する他卒業の際に賞状等を授与して之を賞する。

第三十三条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあつた時は懲戒処分を行ふ。

一 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

二 前項の退学は次の各号の1に該当する生徒に対して行うものとする。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第九章 入学検定料・入学金・授業料・施設費・諸費

第三十四条 本校の入学検定料・入学金・授業料・施設費および諸費は下記の通りである。

	入学検定料	入学金	授業料	施設費
入学料	20、000円	196、000円	21、000円	160、000円
月額				31、000円
2年次以降				

実験実習料 年額

4、300円

第三十五条 授業料は生徒が在籍する間は毎月之を納入しなければならない。滞納二カ月以上に及び学校の指示に従わない者は退学させることがある。

第三十六条 一旦納入した納入金は事情の如何を問わず、之を返還しない。
2 経済困窮等特別の理由があると認められる者には、授業料の減免を行うことがある。

附則

第三十七条 本学則の施行上必要な細則は別に之を定める。

第三十八条 この学則は、昭和54年4月1日より実施する。ただし、入学検定料については、昭和54年1月25日より適用する。

附則

この学則は、昭和55年4月1日より施行し、同年5月1日以降在籍する生徒に適用する。

附則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、施設費については、昭和58年度入学する者から適用する。

附則

この学則は、昭和59年4月1日から施行し、入学検定料及び施設費については、昭和59年度入学する者から適用する。

附則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、施設費については、昭和60年度入学する者から適用

する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、昭和61年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 入学検定料及び授業料については、昭和63年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、昭和64年4月1日から施行する。ただし、入学検定料及び授業料については、昭和64年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、入学金及び入学時の施設充実費については、平成元年3月31日までに入学を許可された者は、なお従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、平成3年度入学する者から適用する。

別表
普通科

理科	数学	社会	国語	教科
地生化学物理理科 物理学II I	確微基代数数 率分礎数 統積解幾学学	政倫地世日現 治界本 経社	古現国国国 代語表語語 典文現II I	科目
4 4 4 4 2 4	3 3 3 3 3 4	2 2 4 4 4 4	4 3 2 4 4	標準 単位数
4	5	4	5	1 学年
(4)(4)	3 (4)	3 (4)	5	2 学年
(4)(4)	(4)	2 5 (4)	4 3 (4)	文科系 特別 選択 理科系
(4)(4) 4	4 4	4	3	3 学年

注 本表は昭和57年度以降に入学する者から適用する。

合計	活動別	商業	外国語	芸術	体育	保健	教科
	クラブ活動	ホームルーム 経済	英語 II 英語 B 英語 A 英語 II 英語 I	書道 I 工芸 III 美術 III 音楽 I 音楽 I 音楽 I	体育	保健	科目
	3 3	3 1 5	3 3 3 5 4	各 2 2 2 2	各 2 1 1 1	各 7 1 1 1	標準 単位数
32 (2)	30	1	6	(2) (2) (2)	1 4		1 学年
32 (10)	22	1	5	(2) (2) (2)	1 4		2 学年
32 (4)	28	1	2 4 3 3 (4) (4)		3		文科系 特別 選択 理科系
32	32	1	2 3		3		3 学年

(商業科)

芸術	体育健康	理科	数学	社会	国語	教科 科目										
書道 I I I I I	美術 I I I I I	音楽 I I I I I	保健 I I I I I	理科 II I	理科 II I	数学 II I	政治 経済	倫理 歴史	地理 歴史	世界 歴史	現代 社会	古文 典	国語 表現 II	国語 表現 II	国語 表現 II	標準 単位数
各2	各2	各2	各2	7 I 11	2 4	3 4	2 2	2 4	4 4	4 4	4 4	4 3	2 2	4 4	4 4	1 学年
	2		1 2		2	3					4				4	1 学年
	1		1 2		2	3		3						5		2 学年
			3	2		2				3				3		3 学年

合計	活動別	商業	外国語	教科 科目					
	ホーム クラブ ルーム 活動	簿記 実務 実践	簿記 実務 実践	英語 II C	英語 II B	英語 II A	英語 II I	標準 単位数	
	3 3	3 1 6	2 1 6	2 1 4	2 1 4	3 1 5	2 1 4	3 3 3 5 4	
32	1	3		4	3			3	1 学年
32	1	3	3	3	2			3	2 学年
32	1	3	3	3	4	2		3	3 学年

注 本表は昭和57年度以降に入学する者から適用する。

[「学校法人日本体育会規程類集」]

九七 柏日体高等学校学則 (昭和三十五年三月四日認可)

第一章 総則

第一条 この学校は教育基本法及び学校教育法の精神に基き義務教育を終えたものに対して高等普通教育及び専門教育を施し、特に健康な身体と健全な人格を陶冶し社会的教養を授けることによつて国家社会に有為な人材を育成することを目的とする。

第二条 この学校は柏日体高等学校と称し、学校法人日本体育会が維持経営する。

第三条 この学校の位置を千葉県柏市戸張字前原九四四番地に置く。

第四条 第二章 部科及び課程の組織・修業年限・定員並びに休日
この学校の部科の組織修業年限及び定員は次のとおりとする。

科別	学年別			合計
	第一学年	第二学年	第三学年	
普通科	3 級 定員 二二〇	3 級 定員 一二〇	3 級 定員 一二〇	9 級 定員 三六〇
商業科	2 級 定員 八〇	2 級 定員 八〇	2 級 定員 八〇	6 級 定員 二四〇
合計	5 級 定員 二〇〇	5 級 定員 二〇〇	5 級 定員 二〇〇	15 級 定員 六〇〇

第五条 この学校の学年及び学期を次のとおりとする。

一、学 年 四月一日から翌年三月三十一日まで
二、第 一 学 期 四月一日から八月三十一日まで

第 二 学 期 九月一日から十二月三十一日まで
第 三 学 期 一月一日から三月三十一日まで

第六条 この学校の休業日は次のとおりとする。

一、日 曜 日
二、国民の祝日

第七條

三、夏季休業 七月二十一日から八月三十一日まで
 四、冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで
 五、春季休業 三月二十四日から三月三十一日まで
 六、開校記念日

第三章 教育課程・授業日時数及び教職員組織
 この学校の教育課程及び授業日時数は次のとおりとする。

計	外国語		芸術		職業		家庭		保健		理科		数学		社会		国語		教科科目	学年	別数	計	總時数	摘要	
	必修	選択	英語	音楽	商業	家庭	保健	化学	生物	数学	数学	人文	社会	国語	国語	国語	国語								
31	△2	29	⑥	△△ 2 2	②	△ ②女	③	5 5	5 5	⑤			④	5 5	5 5	⑤	△ ④男	③	1	学					
31	△2	29	5	△△ 2 2	2	△ 2	1 2	5 5	5 5				3 3	5 5	5 5		△ 2	3	2	年					
31	△2	29	5	△△ 2 2	2	△ 2	1 2	5 5	5 5	5				5 5	5 5		△ 2	4	3	別					
93	△6	87	15	△△ 6 6	6	△△ 2 4	9	15					17	15		△ 6	10			計					
	△ 210	3,255		△△ 210 210	210		315	525					595	525		△ 210	550			總時数					
<p>一、△は選択科目を示す。 二、週授業時数は三二時間とする。 三、このほか教育活動は週当り二単位時間を当てる。</p>																									

計	外國語	家庭	商業														保健体育	理科	数学	社会学	国語	教科							
			合	選	必	英	食	和	商	商	計	會	銀	工	商	商								文	経	商	保	体	化
計	択	修	語	物	一般	品	英語	英語	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記	簿記
30	$\frac{\Delta}{2}$	28	⑥		$\frac{\Delta}{2}$ 女		$\frac{\Delta}{2}$ 男	$\frac{\Delta}{2}$	③	3	2	4			④	2	2	2	2	2	③	⑦	3	③	3	3	③	$\frac{\Delta}{2}$	③
31	$\frac{\Delta}{2}$	29	5		$\frac{\Delta}{2}$		$\frac{\Delta}{2}$	2	3	2	4			4		2	2	2	2	2	2	1	2	3	3	3	3	$\frac{\Delta}{2}$	3
32	$\frac{\Delta}{6}$	26		$\frac{\Delta}{2}$	$\frac{\Delta}{2}$	$\frac{\Delta}{2}$	5	2	3	2	4			$\frac{\Delta}{2}$	4	2	2	2	2	2	2	1	2	3	3	3	3	3	
93	$\frac{\Delta}{10}$	83	10	$\frac{\Delta}{2}$	$\frac{\Delta}{2}$	$\frac{\Delta}{2}$	$\frac{\Delta}{4}$	5	6	3	2	4		$\frac{\Delta}{2}$	4	2	2	2	2	2	9	6	6		9	$\frac{\Delta}{4}$	9		
3,285		2,965		350	$\frac{\Delta}{40}$	$\frac{\Delta}{70}$	$\frac{\Delta}{140}$	175	210	105	70			$\frac{\Delta}{70}$	140	70	70	70	70	70	315	210	210		315	$\frac{\Delta}{95}$	315		

摘要

- 一、 Δ 印は選択科目を示す。
- 二、選択科目は一・二年は国語乙・商業美術・家庭一般中より一科目四単位を、三年は商業法規・商業簿記・商品・和英タイプ・食物の中より三科目六単位を選択せしむる。
- 三、週授業時数は一年三〇時間、二年三一時間、三年三二時間とする。
- 四、このほか特別教育活動に週当り二単位時間を当てる。

第八条

この学校の始業及び終業の時刻は左記を基準とする。

始業 午前八時三十分

終業 午後四時三十分

第九条

この学校に次の職員を置く。

- 一、校長 一名
- 二、教諭 二十六名
- 三、講師 四名
- 四、実習助手 六名
- 五、事務職員 四名
- 六、校医 二名
- 七、養護教諭 一名

第四章 入学・休学・退学・転学・卒業及び賞罰

第十条

この学校の入学資格は中学校を卒業或はそれと同等以上の学力を有して相当の年令に達し心身共に健全であることを要する。

第十一条

入学しようとする者は所定の願書と出身学校長の調査書に入学考査料を添えて提出し校長の許可を受けなければならない。

第十二条

入学を許可された者は許可のあつた日から三日以内に所定の入学料を納入しなければならない。父兄若しくは保護者から校長に願出

第十三条

病氣その他正当な理由で休学、退学、転学をしようとする者は所定の書類をととのえて、父兄若しくは保護者から校長に願出

てその許可を受けなければならない。

第十四条

この学校の所定の課程を修了した者は成績評価の上修了証書を授与する。

第十五条

身体壯健成績優秀、品行方正で一般生徒の模範となる者には、これを褒賞することができる。

第十六条

校長は必要と認められた場合生徒に左の懲戒を加えることができる。

- 一、訓戒
- 二、謹慎
- 三、出校停止

第十七条

校長は次に該当する者に対して退学を命ずることがある。

- 一、性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二、学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三、正当の理由がなくて出席常でない者
- 四、無届のまゝ一ヶ月以上欠席した者

五、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第五章 入学考査料・入学料・入学料及び授業料

第十八条

入学考査料・入学料及び授業料は次のとおりとする。

- 入学考査料 五〇〇円
- 入学料 三、五〇〇円
- 授業料 月額 一、五〇〇円

2 授業料は毎月十日までにその月分を納入しなければならない。但し滞納二ヶ月以上に及び学校の指示に従わないものは退学させることがある。

3 既納の入学考査料・入学料・及び授業料は理由の如何にかかわらず返還しない。

付 則

一、この学則は昭和三十五年四月一日から実施する。

二、この学則実施に必要な細則は校長が理事長の承認を得て別に定める

〔柏日体高等学校学則〕（昭和三十五年）

九八 柏日体高等学校学則（現行）

昭和35年3月4日 制定

平成2年12月12日 最近改正

第1章 総則

第1条 この学校は学校法人日本体育会が経営する。

第2条 この学校は教育基本法及び学校教育法に基づき、義務教育を終えたものに対して高等普通教育を施し、特に健康な身体と健全な人格を陶冶し、社会的教養を授けることによつて国家、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

第3条 この学校は教育の尊厳と純正を保つため政党、政派並びに偏向した政治的又は思想的活動を許さない。

第4条 この学校は柏日体高等学校と称し、千葉県柏市戸張字前原944番地に置く。

第5条 この学校は男女共学とする。

第2章 学校の編成、定員、修業年限、学年、学期並に休業日

第6条 この学校の学級の編成、定員、修業年限は次の通りとする。

科	部	別	学年別	級	定員	級	定員	級	定員	合計
			級別定員							
					第一学年					
						第二学年				
							第三学年			
										合計

全 日 制 普 通 科		男 女 共 学	
計		計	
8	8	360	360
8	8	360	360
8	8	360	360
24	24	1,080	1,080

第7条 この学校の学年及び学期を次の通りとする。

1 学年 4月1日から翌年3月31日まで

2 期別 第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 この学校の休業日は次の通りとする。

1 日曜日

2 国民の祝日

3 夏季休業 7月21日から8月31日まで

4 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

5 春季休業 3月25日から3月31日まで

6 開校記念日 6月20日

第3章 教育課程、授業日時数及び教職員組織

第9条 この学校の教育課程及び授業日時数は次の通りとする。

年	必修	選択 (下記のいずれかを選ぶ)
国語 I		
5 音楽 I		
3		

年						
H R	必修クラブ	家庭一般	英語II	体育	数学II	日本語II
1	1	2	3	4	4	5
英作文法演習A I	サイドリーダーA I	総合英語A I	物理	地学	生物	代数・幾何
3	3	3	3	3	3	3
簿記会計I	実用英語講座	総合英語B	園芸	理科実験	生物実習	数学演習I
2	2	2	2	2	2	2
						地域史と現代
						基礎解析演習
						宗教と思想
						地域史と現代
						3
						選択Aグループ
						選択Bグループ
						2
						2
						必修

1	
合計	H R
必修クラブ	必修クラブ
英語I	英語I
体育	体育
理科I	理科I
数学I	数学I
現代社会	現代社会
30単位	1 1 5 3 6 5 4
合計	
	書道I
	美術I
	3 3
3単位	

3			年			2										
H R	必 修 ク ラ ブ	家 庭 一 般 (女)	英 語 II	保 健	体 育 (女)	体 育 (男)	地 理	世 界 史	古 典	現 代 文	必 修	合 計				
1	1	2	3	2	2	4	3	4	3	3		28 単 位				
化学演習	物理演習	天分と気象	確率統計	微分積分学	わかる数学	実用数学	数学演習II	講座日本史	憲法と現代の日本	国際化時代の地理	文学作品研究	総合応用国語	美術II	音楽II	中国語I	英会話I
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
書道III	音楽史	食物	簿記会計II	簿記会計I	中国語II	英会話II	英会話I	英作文法演習AII	サイドリーダII	総合英語AII	生物演習	選択(下記より3教科を選ぶ)	書道II	美術II	音楽II	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5 単 位	2	2	2	

第10条 この学校の始業及び終業の時刻は下記を基準とする。

始業 午前8時30分 終業 午後4時30分

第11条 この学校に次の職員を置く。

1 校長	1名	2 教頭	1名
3 教諭	52名以上	4 事務職員	6名
5 校医	2名	6 養護教諭	1名
7 用務員	1名	8 夜間警備員	2名

第4章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

第12条 この学校の入学資格は、中学校を卒業或はそれと同等以上の学力を有して、相当の年齢に達し、心身共に健全であることを要する。

第13条 入学しようとするものは所定の願書と、出身学校長の調査書に入学検定料を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

第14条 入学を許可された者は許可のあつた日から5日以内に所定の入学金を納入しなければならない。

第15条 入学を許可されたものは、この学校の学則及びそれに伴う諸規定を進んで遵守しなければならない。

又保護者は保証人連名で、子弟をして在校中これらを遵守させることを書類を以て校長に誓約しなければならない。

第16条 病氣其の他正当な理由で休学、退学、転学をしようとする者は、所定の書類をととのえて、保護者から校長に願ひ出てその許可を受けなければならない。

第17条 各学年の教育課程の修了は生徒の平素の成績を評価して学年末に於て認定し、この学校の所定の課程

を修了した者は、成績評価の上修了証書を授与する。

第18条 3年間に所定の単位を履修することが出来なかつた時はその単位を修了するまで、6ヶ月又は1ヶ年引続き在学を命ずることがある。

第19条 学力、性情、出席の諸条件が他に秀で、一般生徒の模範となるものは、卒業の際これを褒賞する。

第20条 校長は必要と認めた場合生徒に次の懲戒を加える。

- 1 訓戒
- 2 学校謹慎
- 3 家庭謹慎
- 4 停学

第21条 校長は次に該当する者に対しては退学を命ずることがある。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められるもの。
- 2 学力劣等で成業の見込がないと認められるもの。
- 3 正当の理由がなくて出席常でないもの。
- 4 無届のまま1ヶ月以上欠席したもの。
- 5 学校の秩序を紊し、その他生徒としての本分に反したものの。

第5章 入学検定料、入学金及び授業料等

第22条 入学検定料、入学金及び授業料等は次の通りとする。

入学検定料	12、000円	入学金	133、900円
施設設備費入学時	92、700円	2年次	20、600円
授業料(月額)	14、500円	3年次	10、300円
		教育充実費(月額)	10、000円

第23条 授業料等は生徒が在籍する間は、毎月10日迄にその月分を納入しなければならない。ただし、滞納2

ヶ月以上に及びかつ学校の指示に従わないものは退学させることがある。

第24条 一旦納入した納入金は理由の如何にかかわらず返還しない。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から実施する。

この学則実施に必要な細則は、校長が理事長の承認を得て別に定める。

附則

この学則は、昭和47年4月1日から実施する。

附則

この学則は、昭和48年4月1日から実施する。

ただし、第22条中の入学考査料については昭和48年1月20日から実施する。

附則

この学則は、昭和49年4月1日から実施する。

附則

この学則は、昭和50年4月1日から実施する。

ただし、入学考査料については昭和50年1月20日から実施する。

附則

この学則は、昭和51年4月1日から実施する。

附則

この学則は、昭和52年4月1日より実施する。

ただし、入学検定料については昭和52年1月20日から実施する。

附則

この学則は、昭和52年4月1日から実施する。

ただし、入学検定料については昭和53年1月20日より実施する。

附則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、昭和57年度入学する者から適用する。

附則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、施設設備費については、昭和63年度入学する者から適用する。

附則

この学則は、昭和64年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、入学金及び入学時の施設設備費については、平成元

年3月31日までに入学を許可された者は、なお従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、教育充実費については、平成元年3月31日までに入学を許可された者は、なお従前の通りとする。

〔学校法人日本体育会規程類集〕

九九 桜華女子高等学校学則（昭和三十三年四月一日制定）

第一章 総 則

第一 条 本校は教育基本法及び学校教育法の精神にもとづいて、中学校を卒業した女子に高等普通教育を施し、特に自主自覚の下に心身の健康を期し、教養を積み、徳性を養い、生活教育の実践に努めて、有為な家庭の婦人、国家社会の公民を育成することをもって目的とする。

第二 条 本校に本科として通常課程の普通科を置き、修業年限を三年とする。

第三 条 本校の生徒收容定員は本科普通科二四〇名とする。

第二章 学年、学期、休業日

第四 条 学年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

これを分けて左の二学期とする。

前学期は四月一日に始まり、九月三十日に終る。

後学期は十月一日に始まり翌年三月三十日に終る。

第五 条

休業日は次の通りである。

- 一、国民の祝日、日曜日、日本体育会及び本校記念日
- 一、夏季休業（七月二十一日より八月三十一日に至る）
- 一、冬季休業（十二月二十五日より翌年一月八日に至る）
- 一、学年末休業（三月二十五日より三月三十一日に至る）

第三章 教育課程授業時数単位数

第六 条

教育課程、毎週学習時数及び単位数は次の通りである。

学 数	科 会 社	語 国	教科		各 年 別 単 位 時 数
			科 目	普 通 科	
数 学 I	社 会 史	国 語 甲	第 一 年	普 通 科	三
数 学 II	世 界 史	国 語 乙	第 二 年		一 三
	人 文 地 理		第 三 年		二 三
六	三	三			
三	四	一 三			
三	四	二 三			

第七 条

第四章 入学、転学、退学、卒業
 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者または監督庁の定める所により、あるいは本校に

単 位 数 計	特 別 教 育 活 動	庭 家	外 国 語	術	芸	健 育 体	保 体	科 理
		食 被 家 物 服 庭一 般	英 語	書 美 道 術	音 楽	保 健 育	生 化 物 物 学 理	
三 四	二	四	四	二	選 二	三	三 二	
三 四	二	二 二	四	二	選 二	一 三	二 三	
三 四	二	二 二	四	選 二		一 三		三

おいてこれと同等以上の学力があると認められた者を本科普通科に入学させる。

第八條 入学志願者は本校所定の入学願書と出身中学校長の調査書（報告書）に入学考査料を添えて願出するものとする。

第九條 入学許可は志願者の出身学校における成績と本校における入学考査及び身体検査の結果により校長が決定する。

第十條 入学を許可された者は、直ちに本校所定の保証人を定め、誓約書を提出し、入学料を納入することと保証人を変更しようとする時は、新旧保証人の連署をもつて届出するものとする。

第十一條 保証人は入学者の父兄またはこれに代つて入学者に関する一切の責任を負い、且つ学校の教育に協力するものであることを要する。

第十二條 生徒が病氣その他の事情のため欠席しようとする時は直ちにその理由を詳記し必ず保証人より届出するものとする。但し病氣のため一週間以上にわたるときは医師の診断書を添えなければならない。

第十三條 転学しようとする者はその理由を詳記して保証人より届出なければならない。

第十四條 退学しようとする者は、その理由を詳記した保証人連署の退学願を差出さなければならない。

第十五條 病氣またはその他の理由で休学を願ひ出た者に対しては、止むを得ないと認められた場合に限り、校長は一年以内の期間でこれを許可することがある。休学期間内でも休学の事由が休んだ時は原学年以下に復させる。

第十六條 卒業を認めるには、平素の成績を評価してこれを定めるか、所定の学習単位数を修得することを要する。

第十七條 卒業したと認めた者には卒業証書を授与する。

第五章 教職員組織

第十八条

本校に左の教職員を置く

校長 一名 教諭 十二名以上 講師 若干名 実習助手 二名

事務職員 二名 学校医 一名 学校歯科医 一名

校長は校務を掌り所属職員を監督する。

教諭は生徒の教育を掌る。

事務職員は事務に従事する。

実習助手は実習に関し教諭の職務を助ける。

講師は教諭の職務を助ける。

学校医は学校保健に関する職務に従事する。

第六章 賞 罰

第十九条

学業に精勵し身体壯健で成績優秀、且つ品行方正な生徒はこれを褒彰する。

第二十条

校長は必要と認めた時生徒に左の懲戒を加えることがある。

一、訓戒 一、謹慎 一、出校停止

第二十一条

校長は左の各項の一に該当するものには退学を命ずることがある。

一、性行不良で、改心の見込がないと認めたる者

一、成業の見込がないと認めたる者

一、正当の理由なくして出席常でない者

一、校内の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する者

第二十二条

校有物を破損亡失したるものには、現品若しくは現金をもつて賠償させる。

第七章 入学考査料 入学金 授業料

第二十三条

本校に納入すべき学費は左の通りである。

一、入学考査料 五〇〇円

一、入 学 金 三、〇〇〇円

一、授業料月額 一、二〇〇円

すべて既納の料金は理由がどうであつても返さない。

第二十四条

授業料は休学中もこれを納入しなければならない。

第二十五条

授業料を滞納したときは出校停止を命ずることがある。

附 則

一、この学則は昭和三十三年四月一日より実施する。

二、この学則実施上必要な規程は校長において別にこれを定める。

(「学校法人日本体育会桜華女子高等学校創立史(稿)」(昭和三十九年))

一〇〇 日体桜華女子高等学校学則 (現行)

昭和33年3月1日 制 定

平成2年11月7日 最近改正

第一章 総則

第1条

本校は教育基本法及び学校教育法の精神にもとづいて、中学校を卒業した女子に、高等普通教育を施

し、特に自主自覚の下に心身の健康を期し、教養を積み、徳性を養い、生活教育の実践に努めて、有為な家庭の婦人、国家社会の公民を育成することをもつて目的とする。

第2条

本校に全日制の課程の普通科を置き修業年限を3年とする。

第3条 本校の生徒収容定員は普通科1、200名とする。

第2章 学年・学期・休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

これを分けて次の3学期とする。

第1学期は4月1日に始まり、8月31日に終わる。

第2学期は9月1日に始まり、12月31日に終わる。

第3学期は翌年1月1日に始まり、3月31日に終わる。

第5条 休業日は次の通りである。

1 国民の祝日、日曜日、創立記念日

1 夏季休業（7月21日より8月31日に至る）

1 冬季休業（12月25日より翌年1月7日に至る）

1 学年末休業（3月25日より3月31日に至る）

第3章 教育課程・授業日数・単位数

第6条 本校の教育課程は次項に定める教科および特別教育活動並びに学校教育行事等により編成する。

教育課程表

教科	学年	文 理 コ ー ス			教 養 コ ー ス			英 語 コ ー ス			体 育 コ ー ス		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
科目	単位	必修	選択	必修	選択	必修	選択	単位	単位	単位	単位	単位	単位
国語	国語 I	4			4			4			4		
	国語 II		5			4			5	4		3	3
	国語演習			3	4			4					
	現代社会	4			4				4				
社会	日本史				4				2	2			
	世界史		4注		4		4注	4注	2	2		4	4
	地理				4								
	政治経済				2			2					
数学	数学 I	4				4		4			4		
	数学 II						3		3			3	3
	基礎解析		4										
	代数幾何			3									
理科	数学演習				6								
	理科 I	4				4			4		4		
	物理												
	化学		4注		4		4注	4注					4
保健	生物												
	受験理科			3	2								
	保健体育	1	1			1	1		1	1		1	1
	ダンス	2	2		2		2		2	2	2		
体育	ゲンズ	1				1			1			1	2
	体育理論											1	1
	スポーツ I											2	2
	スポーツ II											2	2
芸術	スポーツ III											2	2
	野外活動											1	1
	音楽											2	2
	美術	2			2		2		2		2		
英語	ベン字						2		2				
	英語 I	4				4			4		4		
	英語 II		5		6		4		3		5	3	3
	英会話	1			2	1	1		2	1	3	6	2
外国語	英会話			3	4				4				
	演習 I									3	4		
	演習 II									2	2		
	演習 III												
家庭	家庭一般	2	2			2	2			2	2	2	2
	家庭演習				4				4				
	ワープロ						2		2		2		
	パソコン						2		2		2		
職業	計算実務								2		2		
	簿記								4				
	ビジネス							2	2				
	一般教養						2		2				
必修	29	23		15		29	27		21		29	29	29
選択			6	14			2		8				
特別	1	1		1		1	1		1	1	1	1	1
合計	1	1		1		1	1		1	1	1	1	1
合計	31	31		31		31	31		31		31	31	31
合計													
合計													

注：・・・社会又は理科のどちらかを選ぶ。

文理コース選択一覧

学年	2年 (6単位)				3年 (14単位)																	
	群 I	群 II	群 I	群 II	群 III	群 IV	群 I	群 II														
単位	3単位	3単位	4単位	4単位	4単位	2単位																
科目	国	数	受理	英	国	理	英	家	世	理	文	英	日	地	数	政	倫	数	受理	英	会	
(記号説明)	理英…理数系向き英語、文英…文化系向き英語、日…日本史、世…世界史、地…地理、数…数学、理…物理又は化学又は生物、受理…受験理科																					

教養コース選択一覧

学年	2年 (2単位)			3年 (8単位)													
	群 I	群 II	群 III	群 I	群 II	群 III											
単位	2単位	4単位	2単位	2単位	2単位	2単位											
科目	ベ	家	珠	ビ	一般	国	英	家	理	ベ	政	倫	一般	英	会	珠	ビ

〈記号説明〉

ベ…ベン字、珠…珠算、理…算記、ビ…ビジネス教養、一般…一般教養、英会…英会話、政倫…政経・倫理

第4章 入学・転学・退学・卒業

第7条 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、または、監督庁の定める所により、あるいは本校においてこれと同等以上の学力があると認められた者を普通科に入学させる。

第8条 入学志願者は本校所定の入学願書と出身学校長の調査書（報告書）に入学検定料を添えて願出するものとする。

第9条 入学許可は志願者の出身学校における成績と本校における選抜及び身体検査の結果により校長が決定する。

第10条 入学を許可された者は、直ちに本校所定の保証人を定め、在学保証書を提出し、入学金を納入すると、保証人を変更しようとする時は、新旧保証人の連署を以て届出するものとする。

第11条 保証人は入学者の父兄、またはこれに代つて入学者に関する一切の責任を負い、且つ学校の教育に協力するものであることを要する。

第12条 生徒が病気その他の事情のため欠席しようとする時は直ちにその理由を詳記し、必ず保証人より届出るものとする。但し病気のため1週間以上にわたるときは医師の診断書を添えなければならない。

第13条 生徒が転学しようとするときは所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て、承認を得なければならない。

第14条 生徒が退学しようとするときは所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願ひ出て許可を受けなければならない。

第15条 病気またはその他の理由で休学を願ひ出た者に対しては、止むを得ないと認めた場合に限り校長は1年以内の期間でこれを許可することがある。休学期間内でも休学の事由が止んだ時は原学年以下に復させる。

第16条 卒業を認めるには、平素の成績を評価してこれを定めるが、所定の学習単位数を修得することを要する。

第17条 卒業したと認めたる者には卒業証書を授与する。

第5章 教職員組織

第18条 本校に下記の教職員を置く。

校長 1名 教諭 46名以上 講師 若干名 実習助手 2名 事務職員 4名 学校医 1名

学校歯科医 1名 学校薬剤師 1名

校長は校務を掌り所属職員を監督する。

教諭は生徒の教育を掌る。

事務職員は事務に従事する。

実習助手は実習に関し教諭の職務を助ける。

講師は教諭の職務を助ける。

学校医は学校保健に関する職務に従事する。

第6章 賞罰

第19条 学業に精励し身体壮健で成績優秀、且つ品行方正な生徒はこれを褒賞する。

第20条 校長は必要と認めたる時、生徒に下記の懲戒を加えることがある。

1 訓告 1 停学 1 退学

第21条 校長は下記の各号の一に該当するものには、退学を命ずることがある。

1 品行不良で改心の見込がないと認めたる者

1 成業の見込がないと認めたる者

1 正当の理由なくして出席常でない者

1 校内の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する者

第22条 校有物を破損亡失したものは現品もしくは現金をもつて賠償させる。

第7章 入学検定料・入学金・授業料・その他

第23条 本校に納入すべき学費は下記の通りである。

1 入学検定料 18,000円

1 入学金 144,200円

1 施設充実費

入学時

164,800円

1 授業料月額

一年

25,000円

2 年次以降

10,300円

1 一年

二年

24,000円

三年

24,000円

1 教育充実費月額

一年

2,000円

二年

2,000円

三年

2,000円

2 すべて既納の学費は理由がどうであつても返さない。

3 経済困窮等特別の理由があると認められる者には授業料の減免を行うことがある。

4 授業料等は毎月5日までにその月分を納入しなければならない。

5 退学を許可された者、退学を命ぜられた者、または停学中の者は、当該月までの授業料等の全額を納入しなければならない。

6 休学を許可された者の授業料等は免除する。

第24条 授業料等を滞納したときは、次の各号により処分する。

1 滞納2か月におよび、かつ学校の指示に従わない者は、出校を停止し、または期末考査を受けさせない。

2 滞納期間2か月を超え長期におよぶ者については、進級を保留し、または除籍する。

附則

1 この学則は、昭和34年4月1日より実施する。

附則

1 この学則は、昭和51年4月1日より実施する。但し、入学検定料は昭和51年1月2日から実施する。

附則

1 この学則は、昭和52年4月1日から実施する。但し、入学検定料は昭和52年1月2日から実施する。

附則

1 この学則は、昭和53年4月1日から実施する。但し、入学検定料は昭和53年1月2日から実施する。

附則

1 この学則は、昭和54年4月1日から実施する。但し、入学検定料は昭和54年1月2日から実施する。

附則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和55年4月1日から施行し、同年5月1日以降在籍する生徒に適用する。

附則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和59年4月1日から施行し、入学検定料及び施設充実費については、昭和59年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、昭和61年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年5月28日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、昭和63年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、昭和64年4月1日から施行する。ただし、授業料については、昭和64年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、入学金及び入学時の施設充実費については、平成元年3月31日までに入学を許可された者は、なお従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、授業料については、昭和63年度以前に入学した者は、21、500円とする。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、平成3年度入学する者から適用する。

〔学校法人日本体育会規程類集〕

一〇一 浜松日体高等学校学則（昭和三十七年十一月八日認可）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この高等学校は、浜松日体高等学校という。

（位 置）

第2条 浜松日体高等学校は、静岡県浜松市半田町（代表）3660番地におく。

（目 的）

第3条 浜松日体高等学校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、中学校における教育の基礎の上に高等普通教育及び専門教育を施し、特に健康な身体と健全な人格を陶冶し、社会的教養と道徳的特性を身につけさせることによって国家社会に有為な人材を育成することを目的とする。

（課程学科、定員、修業年限及び入学資格）

第4条 課程、学科、定員、修業年限及び入学資格は次のとおりとする。

課程	学科	定員	修学年限	入学資格	備考
通常課程	普通科	1学年 男子 240人 女子 120人	3年	中学校卒業程度	1学級40人、6学級とする。 3学年では18学級720人

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学期は、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで。

第2学期 9月1日から12月31日まで。

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 夏季休業日、7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日、12月25日から翌年1月7日まで

(5) 学年末休業日、3月24日から3月31日まで

(6) 学校創立記念日

第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程、授業日時数)

第8条 教育過程及び授業日時数は、高等学校学習指導要領の基準により、別に校長が定める。

第4章 各学年の課程の修了及び卒業の認定

(単位の認定)

第9条 教科、科目の単位の修得は、生徒の出席状況及び平素の成績を評価してこれを認定する。

(課程の修了、卒業の認定)

第10条 各学年の課程の修了又は卒業は、所定の単位を修了したものについて、平素の性行を考慮してこれを認定する。

(証書の授与)

第11条 校長は全課程を修了したと認めたる者には卒業証書又は修了証書を授与する。

第5章 入学、退学、転学及び休学

(入学、入学資格)

第12条 入学しようとする者は、学校所定の願書と出身学校長の調査書に入学検定料を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

2、この学校の入学資格は、中学校卒業者又はそれと同等以上の学力を有して相当の年齢に達し、心身共に健全でなければならない。

(退学及び転学)

第13条 退学又は転学しようとする者は、その理由を付して、父兄若しくは保護者から校長に願い出で、そ

の許可を受けなければならない。

(休学)

第14条 校長は病気その他やむを得ない理由により、引続き1月欠席し、なお2月以上欠席を要すると認められる者が休学を願ひ出た場合には、1年以内に限り休学を許可することができる。

2、校長は、教育上必要があると認めたときは、1年以内に限り休学を命ずることができる。ただし、結核性疾患による場合は、この期間を2年まで延長することができる。

第6章 職員組織

(職員組織)

第15条 職員組織に関しては、学校教育法、学校図書館法、学校保健法等の規定に従ひ、別にこれを定める。

第7章 授業料、入学検定料及び入学料

(授業料)

第16条 授業料は、次のとおりとする。

種別	単位	金額
通常課程	年額	21,600円

2、授業料は毎月10日までに、その月分を納入するものとする。

ただし、8月分は7月分と同時に納入する。

3、授業料を期限内に納入しないときは、学校は期限を付し督促するものとする。

4、学校は、前項の督促をしてもなお滞納2ヵ月以上に及び、学校の指示に従わないときは、特別の事情のある場合を除くほか、その者を出席停止又は退学させることができる。

(入学検定料)

第17条 入学を志願する者は、入学検定料1、000円を入学願書に添えて納付しなければならない。

(入学料)

第18条 入学を許可された者は、許可のあった日から3日以内に入学料8、000円を納入しなければならない。
ない。

2、校長は、入学を許可した者が前項の入学料を期限内に納入しないときは、入学許可を取消することができる。

(返還)

第19条 既に納付した授業料、入学検定料及び入学料は、いかなる理由があつても返還しない。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第20条 校長は、身体健全、成績優秀、品行方正で他の生徒の模範となる者には、これを褒賞することができる。

(懲戒)

第21条 校長は、教育上必要であると認めた場合には、生徒に対し次の懲戒を加えることができる。

1. 訓 戒

2. 謹 慎

3. 出校停止

2、ただし、退学は次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者

2. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

3. 正当の理由がなくて出席常でない者

4. 無届のまま一カ月以上欠席した者

5. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者

第9章 雑 則

(雑 則)

第22条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が別に定める。

付 則

1、この学則は、昭和38年4月1日から実施する。

(第8条 別紙)

普通科

教科	科目	単位数					指導 時間数	摘 要
		学年別			計	合計		
		1	2	3				
国 語	現代国語	3	2	2	7	15	245	} 4科目の中2科目 又は1科目4単位 選択す。
	古典甲							
	古典乙I	2	3		5		175	
	古典乙II			3	3		105	
社 会	倫理・社会		2		2	15	70	
	政治・経済			2	2		70	
	日本史			3	3		105	
	世界史A							
	世界史B		2	2	4		140	
	地理A							
	地理B	4			4		140	
数 学	数学I	5			5	15	175	
	数学II A							
	数学II B		5		5		175	
	数学III			5	5		175	
理 科	物理A					15		
	物理B		3	2	5		175	
	化学A							
	化学B		2	2	4		140	
	生物	4			4		140	
	地学	2			2		70	
保健体育	体 育	男4 女2	3	2	男9 女7	男11	315 245	
	保 健		1	1	2	女9	70	
芸 術	音 楽	} 2	} 2		4	4	140	
	美 術							
	工 芸							
	書 道							
外国語	英 語	5	5	5		15	525	
家 庭		女2	女2			4	140	
小 計		31	男30 女32	29		男90 女92	男3,150 女3,220	
特別教育活動(H.R)		1	1	1		3	150	
増 加 単 位		2	男3 女1	4		男9 女7	男 315 女 245	主として就職 進学の科目
合 計		34	34	34		102	3,570	

(第15条 別紙)

職員組織

1、校長	1名
2、教諭	34
3、講師	4
4、実習助手	3
5、事務職員	5
6、校医	3
7、養護教諭	1
8、司書教諭	1
計	52

〔浜松日体高等学校設置認可申請書〕(昭和三十七年八月)

一〇二 浜松日体高等学校学則 (現行)

昭和37年11月8日 制定

平成2年11月7日 最近改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この高等学校は浜松日体高等学校という。

(位置)

第2条 浜松日体高等学校は静岡県浜松市半田町（代表）3、660番地におく。

（目的）

第3条 浜松日体高等学校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、中学校における教育の基礎の上に高等普通教育及び専門教育を施し、特に健康な身体と健全な人格を陶冶し、社会的教養と道徳性徳性を身につけさせることによつて国家社会に有為な人材を育成することを目的とする。

（課程、学科、定員、修業年限及び入学資格）

第4条 課程、学科、定員、修業年限及び入学資格は次のとおりとする。

課程	学科	定員	修業年限	入学資格	備考
全日制課程	普通科	1学年（男・女） 336人	3年	中学校卒業程度	1学年 7学級

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第6条 学期は、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

（休業日）

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
- (6) 学校創立記念日 11月8日

第3章 教育課程及び授業日時数
（教育課程、授業日時数）

第8条 本校の教育課程は、別表に定める教科ならびに教科以外の教育活動により編成する。

第4章 各学年の課程の修了及び卒業の認定

（単位の認定）

第9条 教科、科目の単位の修得は生徒の出席状況及び平素の成績を評価してこれを認定する。

（課程の修了、卒業の認定）

第10条 各学年の課程の修了又は卒業は、所定の単位を修了したものについて、平素の性行を考慮してこれを認定する。

（証書の授与）

第11条 校長は全課程を修了したと認めたる者には、卒業証書又は修了証書を授与する。

第5章 入学、退学、転学、留学及び休学等

（入学、入学資格）

第12条 入学しようとする者は、学校所定の願書と出身学校長の調査書に入学検定料を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 この学校の入学資格は、中学校卒業者又はそれと同等以上の学力を有して相当の年齢に達し、身心共に健全でなければならない。

(編入学)

第13条 相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者については、校長は欠員のある場合に限り、第2学年以上に入学を許可することができる。

(退学及び転学)

第14条 退学又は他の高等学校に転学しようとする者は、その理由を付して、父兄若しくは保護者から校長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。

2 他の高等学校から転学を希望する者のあるときは、校長は欠員のある場合に限り、相当学年に転学を許可することができる。

(留学)

第15条 外国の高等学校に留学しようとする者は、留学願を校長に提出し、許可を得なければならない。

2 校長は教育上有益と認めるときは、前項の生徒が留学することを許可することができる。

3 校長は、第1項及び第2項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について第5条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(休学)

第16条 校長は病氣その他やむを得ない理由により、引続き1ヶ月欠席し、なお2ヶ月以上欠席を要すると認

められる者が休学を願い出た場合には、1年以内に限り休学を許可することができる。

2 校長は教育上必要があると認めるときは、1年以内に限り休学を命ずることができる。ただし、結核性疾患による場合は、この期間を2年まで延長することができる。

(再入学及び復学)

第17条 退学した者が再入学を希望するときは、校長は特別の事由があると認めるときに限り、これを許可することができる。

2 休学中の者が復学するときは、病気のときには医師の診断書を、その他の場合は事由書を添えて、所定様式により復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第6章 職員組織

(職員組織)

第18条 職員組織に関しては、学校教育法、学校図書館法、学校保健法等の規定に従い、別にこれを定める。

第7章 授業料、入学検定料及び入学金等

(授業料等)

第19条 授業料等は、次のとおりとする。

種別	単位	金額
授業料	年額	240,000円
	(月額)	(20,000円)
教育充実費	年額	48,000円
	(月額)	(4,000円)

2 授業料等は、所定の期日までに納入するものとする。

3 授業料を期限内に納入しないときは、学校は期限を付し督促するものとする。

4 学校は、前項の督促をしてもなお滞納2ヶ月以上に及び学校の指示に従わないときは、特別の事情のある場合を除くほか、その者を出席停止又は退学させることができる。

5 休学、退学又は転学者は、当該月までの授業料等の全額を納入しなければならない。

(入学検定料)

第20条 入学を志望する者は、入学検定料12、000円を入学願書に添えて納入しなければならない。

(併願合格者手数料)

第21条 本校以外の学校を併せて志願する者で、入学試験に合格し、入学の意志のある者は、合格発表の日から定められた期限内に、併願合格者手数料10、000円を納入しなければならない。

2 校長は、前項の手続をしない者に対しては、入学の意志がないものとして取扱うことができる。

(入学金等)

第22条 入学金等は次のとおりとし、定められた期限内に納入しなければならない。

入 学 金 80、000円

施設拡充費 90、000円

2 校長は、前項の入学金及び施設拡充費を期限内に納入しないときは入学許可を取消することができる。
(返還及び減免)

第23条 既に納入した授業料、入学検定料、併願合格者手数料及び入学金等は、いかなる理由があつても返還しない。

2 成績優秀及び経済困窮等特別の理由があると認められる者には、授業料等の減免を行うことがある。

3 前項の減免については別に定める。

第8章 賞罰

(褒賞)

第24条 校長は、身体健全、成績優秀、品行方正で他の生徒の模範となる者には、これを褒賞することができる。

(懲戒)

第25条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、生徒に対し次の懲戒を加えることができる。

1 訓戒

2 謹慎

3 出校停止

2 ただし、退学は次の各号の1に該当する者に対してのみ行うことができる。

1 品行不良で改善の見込がないと認められる者

2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

3 正当な理由がなくて出席常でない者

4 無届のまま1ヶ月以上欠席した者

5 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(雑則)

第26条 この学則に関し、必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 入学決定料については、昭和53年度入学する者から適用する。

附 則

1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 入学検定料は、昭和56年度入学生から適用する。

附則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和58年1月12日から施行する。

附則

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 収容定員については、昭和58年度から昭和60年度までは次のとおりとする。

計	学科別		年度
	普通科		
876	876		58
	942		59
1,008	1,008		60

3 入学検定料は、昭和58年度入学する者から適用する。

附則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 授業料及び施設拡充費は、昭和60年度入学する者から適用する。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和59年度に入学した者の教育課程は従前の通りとする。

2 授業料及び入学検定料は、昭和61年度入学する者から適用する。

附 則

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 授業料、入学検定料及び併願合格者手数料については、昭和62年度入学する者から適用する。

3 第4条の規定にかかわらず入学定員にあつては昭和62年度から昭和65年度、総定員にあつては昭和62年度から昭和67年度の間次のとおりとする。

(1) 入学定員

普通科	学科別	年度
		62
3	4	人
3	4	人
3	4	人
3	4	人

(2) 総定員

普通科	学科別	年度
1、015	人	62
1、022	人	63
1、029	人	64
1、029	人	65
1、022	人	66
1、015	人	67

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず入学定員にあつては昭和63年度から昭和65年度、総定員にあつては昭和63年度から昭和67年度の間次のとおりとする。

(3) 入 学 定 員

普 通 科	学 科 年 度
3 8 4 人	63
3 8 4 人	64
3 4 3 人	65

(4) 総 定 員

普 通 科	学 科 年 度
1、 0 6 3 人	63
1、 1 1 1 人	64
1、 1 1 1 人	65
1、 0 6 3 人	66
1、 0 1 5 人	67

附 則

この学則は、昭和63年5月26日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和64年4月1日から施行する。ただし、授業料については、昭和64年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、授業料・教育充実費については、平成3年度入学する者から適用する。

別表

教科	科目	標準單位	1 年		2 年		3 年		4 年		就職
			普通	理数	文系	理系	理数	文系	理系	文理	
国語	I II 現代語表	4	6	7(6)	3	2	2	2	2	2	2
		4									
国語	I II 現代語表	4	6	7(6)	3	2	2	2	2	2	2
		4									
英語	I II 現代語表	4	6	7(6)	3	2	2	2	2	2	2
		4									
社	I II 現代語表	4	6	7(6)	3	2	2	2	2	2	2
		4									
會	I II 現代語表	4	6	7(6)	3	2	2	2	2	2	2
		4									
教	I II 現代語表	4	6	7(6)	3	2	2	2	2	2	2
		4									
理	I II 現代語表	4	6	7(6)	3	2	2	2	2	2	2
		4									
地	I II 現代語表	4	6	7(6)	3	2	2	2	2	2	2
		4									

保体	保	健	7~9	男4女2	男4女2	男4女2	男4女2	男4女2	男3女1	3	3	3	4	3
芸	音楽・美術・書道	I	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
術	"	II	2	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選	選
英	"	III	2											
	英語	I	4	6	7									
	英語	II	5			3	2	3	3	3	3	2	3	
	英語	A	3			4	4	4	2	4	4	2	2	
	英語	B	3						2	4	4	2	2	
	英語	C	3						2	4	4	2	2	
家庭	家庭	被服	4	女	女	女	女	女	女	2				
商	食物	計												
	簿記	事務												
業	計算	経												
業	業	務												
特	ホーム	活動	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
活	クラブ	活動	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合	計		34	37	34	34	34	37	34	34	37	34	34

注()は準理数編成の場合

〔学校法人日本体育会規程類集〕

一〇三 日体柔整専門学校校則（昭和四十八年三月一日厚生大臣認定）

第1章 総則

第1条 本校は柔道整復師を希望する者に対し、これに必要な知識および技能を修得せしめ優秀なる柔道整復師を養成することを目的とする。

第2条 本校は日体柔整専門学校という。

第3条 本校の位置を東京都世田谷区深沢7-1-1に置く。

第2章 部科、修業年限及び定員

第4条 本校の部科、修業年限及び生徒定員を次の通りとする。

部科名	修業年限	定員	
柔道整復科	2ケ年	1年 60名	夜間のみ
		2年 60名	

第3章 学年及び学期、休日

第5条 本校の学年及び学期を次の通りとする。

学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第1学期 4月1日より8月31日まで

第2学期 9月1日より12月31日まで

第3学期 1月1日より3月31日まで

第 6 条

本校の休業日は次の通りとする。

1. 日曜日

2. 国民の祝日

3. 夏期休業 8月15日～8月31日まで

4. 冬期休業 12月26日～1月7日まで

5. 春期休業 3月26日～4月1日まで

6. 開校記念日

但し学校長において必要と認めたときは休業日でも授業を行うことができる。

第 7 条

第 4 章 教育課程・授業時数

本校の教育課程および授業時数は次の通りとする。

専 門 教 課		1 年 次		2 年 次		総 時 間	
学 科	解 剖 学	1	4	1	4	2	8
生 理 学	生 理 学	1	4	1	4	2	8
病 理 学	病 理 学	1	4	1	4	2	8
衛 生 学	衛 生 学	1	4	1	4	2	8
症 候 概 論	症 候 概 論	1	7	1	7	1	8
治 療 一 般	治 療 一 般	1	4	1	4	2	8
柔 道 整 復 理 論	柔 道 整 復 理 論	1	7	1	7	2	4
医 学 史	医 学 史	3	5	3	5	7	0
医 事 法 規	医 事 法 規	3	5	3	5	7	0

第 8 条

第 9 条

		普通教課		
		学 科	小	柔道整復実技
	小計	心理数社 体育(柔道)	計	
		心理学 科学会		
(合計)				
(1、240)	70	70	1、170	260
(1、245)	70	70	1、175	370
2、485	140	140	2、345	630

始業および終業の時刻は次の通りとする。
午後5時30分より午後9時30分とする。

但し、学校長に於て必要があると認めたる時は授業時間を変更することができる。
本校に次の教職員をおく。

1. 校長 1名
2. 専任 3名以上
3. 講師 5名以上
4. 事務職員 2名
5. 校医 1名

第5章 入学・休学・退学

- 第 10 条 本校の入学資格は次の通りとする。
- 第 11 条 高等学校卒業以上の学歴ある者、または学校教育法第56条第1項および柔道整復師法附則第11項に該当するもの。
- 第 12 条 入学については校長の許可を要する。
- 第 13 条 入学しようとする者は本校所定の入学願書に必要事項を記入し、入学試験料を添えて提出しなければならぬ。
- 第 14 条 入学試験は学科試験、人物考査の二種とする。
- 第 15 条 入学を許可された者は許可のあつた日から10日以内に入学金を納入して、入学許可書の交付を受けなければならない。
- 第 16 条 保証人は生徒の在学中はその身上に関する一切の責に任ずる。
- 第 17 条 保証人の身上に異動があつた場合は生徒または保証人から、速やかに学校長宛に届け出なければならぬ。
- 第 18 条 休学または退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。
- 第 19 条 成績評価は学期末、臨時及び卒業期の3つに分けて行なう。
- 第 20 条 試験は一科目100点を以つて満点とし、各科目60点以上を以つて及第とする。
- 第 21 条 本校所定の課程を修了した者には、前条で定めた学習評価の上卒業証書を授与する。
- 第 22 条 成績優秀で他の模範となる者はこれを褒賞することができる。

第7章 賞 罰

校長は生徒にして次の各号の一に該当する者に対して謹慎、停学、または退学を命ずることができる。

第 23 条

1. 性行不良で改善の見込がないと認められた者
2. 学力劣等で、成業の見込がないと認められた者
3. 正当の理由がなくて出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
5. 学費を期限内に納入しない者

第 8 章 授業料・入学金・入学試験料および実習費

本校の授業料、入学金、および入学試験料等を次の通りとする。

1. 授業料 年額 84、000 円
2. 入学金 60、000 円
4. 入試料 5、000 円
4. 実習費 年額 36、000 円
5. 暖房費 年額 2、000 円

第 24 条

授業料並に実習費は年額を前納しなければならない。但し、己むを得ぬ事情があつて、学校長から分納の許可を得た者は、各学期毎に分納することができる。

第 25 条

授業料、教具教材費は在校中出席の有無にか、わらず納入しなければならない。

第 26 条

既納の授業料、入学金等その他一切の学費は事由の如何にか、わらず、これを返還しない。

附 則

1. この校則は昭和 48 年 4 月 1 日より実施する。
2. この校則の施行上必要な細則又は規定は学校長において別に定める。

〔柔道整復師養成施設認定申請書（昭和四十七年十一月）〕

一〇四 日体柔整専門学校学則（現行）

昭和48年3月1日 制 定
 昭和61年9月10日 全部改正
 平成元年9月21日 最近改正

第1章 総 則

（目的）

第1条 本校は、学校教育法に基づき、柔道整復師を希望する者に対し、専門教育を施し、これに必要な知識及び技能を修得させることによつて、優秀なる柔道整復師を養成することを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、日体柔整専門学校という。

（位置）

第3条 本校の位置を東京都世田谷区中町5丁目10番17号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

（課程・学科・修業年限・定員）

第4条 本校の課程、学科、及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	備 考

夜間	柔道整備 専門課程	柔道整備科	3年	60人	180人	1学年 2学年 3学年	1学級 2学級 2学級
----	--------------	-------	----	-----	------	-------------------	-------------------

(学年・学期の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律で規定する日
- 3 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- 4 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで
- 5 春季休業 3月11日から4月7日まで
- 6 創立記念日 4月23日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他、急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織
 (教育課程、授業時数)
 第7条 本校の教育課程及び授業時数は次のとおりとする。
 柔道整復専門課程

医 学 史	基 礎 科 目						科 目	総 時 間	1 学 年		2 学 年	3 学 年	別 時 間 数
	小 計	外国語 (英語)	保健体育 (実技) (保健) (理論)	自然科学 (数学)	社会科学 (経済学)	人文科学 (心理学)			年 間	前 期			
	320	64	1664	64	32	64							
	3288	64	113662	64	32	64							
	19	2	11	2	1	2	前 期	週 時 間					
	19	2	11	2	1	2	後 期	週 時 間					
	32		32				年 間						
	1		1				前 期	週 時 間					
	1		1				後 期	週 時 間					
							年 間						
							前 期	週 時 間					
							後 期	週 時 間					

合 計	專 門 科 日				專 門 科 日									
	小 計	関 係 法 規	柔 道 整 復 実 技	柔 道 整 復 理 論	小 計	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 医 学	整 形 外 科 学	外 科 学 概 論	一 般 臨 床 医 学	衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学	病 理 学 概 論	運 動 学	生 理 学	解 剖 学
2、 5 7 0	1、 0 6 4	6 0	6 6 5	3 3 9	1、 1 8 6	9 2	1 5 6	9 6	1 2 4	9 2	9 2	6 4	1 8 8	2 5 0
8 8 0	3 0 4		1 5 0	1 5 4	2 8 8		3 2	3 2				6 4	6 4	6 4
2 8	1 0		5	5	9		1	1				2	2	2
2 8	1 0		5	5	9		1	1				2	2	2
8 8 0	4 0 0		2 7 5	1 2 5	4 4 8	3 2	6 4	6 4	6 4	3 2	3 2		6 4	9 6
2 8	1 3		9	4	1 4	1	2	2	2	1	1		2	3
2 8	1 3		9	4	1 4	1	2	2	2	1	1		2	3
8 1 0	3 6 0	6 0	2 4 0	6 0	4 5 0	6 0	6 0		6 0	6 0	6 0		6 0	9 0
2 7	1 2	2	8	2	1 5	2	2		2	2	2		2	3
2 7	1 2	2	8	2	1 5	2	2		2	2	2		2	3

(授業の終始期)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、校長において必要があると認めるときは、授業時間を変更することができる。

始業 午後5時
終業 午後9時30分

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校長
- 2 教頭
- 3 教員 10人以上(専任6人以上、兼任4人以上)
- 4 職員 3人以上
- 5 学校医 1人

校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校を卒業した者、又はその他これと同等以上の学力があると認められた者で、柔道について実力又は素養のある者とする。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(出願)

第12条 本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第22条に定

める受験料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。

(入学試験・入学許可)

第13条 本校の入学試験は、学科試験、柔道実技、面接及び出身高等学校長の調査書により選考を行う。

2 入学許可は、入学試験の結果により、教員会議の議を経て、校長が決定する。

(入学手続)

第14条 本校に入学を許可された者は、指定の期限内に本校所定の入学調書を保証人連署のうえ提出し、第22条に定める入学金その他の学費を納入しなければならない。

2 前項の手続をしないときは、入学の許可を取り消すものとする。

3 保証人は、生徒の在学中その身上に関する一切の責任を持つものとし、保証人に異動があつたときは、その旨を速かに校長に届け出なければならない。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によつて休学する場合は、本校所定の用紙にその旨を記し、その事由が疾病によるときは、医師の診断書を添えて届出、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、本校所定の用紙に休学事由の消滅した事実を記して届出、校長の許可を受けるものとする。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、本校所定の用紙にその事由を記して届出、校長の許可を受けなければならない。

(試験・成績評価・進級)

第17条 本校の試験は、期末試験、臨時試験及び卒業試験の3種とする。

2 成績評価は各科目100点を満点とし、各科目60点以上を以て及第とする。

3 やむを得ない事情により第1項の試験を受験できなかった者には追試験、又成績評価が合格点に達しなかつた者には再試験により成績を再評価する。

4 追試験及び再試験は、別に定める基準により行う。

5 進級は、第2項及び第3項の評価により、教員会議を議を経て、校長が認める。

6 各学年において欠席日数が授業日数の3分の1を超える者は、進級又は卒業ができない。

(補講)

第18条 各学年において欠席日数が授業日数の3分の1以内であつて20日を超える者及び成績不良者は、補講を受けなければならない。

(卒業)

第19条 本校所定の全課程を修了した者には、教員会議の議を経て、校長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第20条 成績優秀で他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

(懲戒)

第21条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があつたときは懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒にのみ行うものとする。

1 性行不良で改善の見込がないと認められる者

2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

3 正当な理由がなく、出席常でない者

4 学校内の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 受験料・入学金及び授業料等

(納付金)

第22条 本校の受験料、入学金及び授業料等の納付金は次のとおりとし、これ以外の納付金は一切徴収しない。

1	受験料	25、000円
2	入学金	618、000円
3	施設費	206、000円
4	授業料	550、000円
5	教育充実費	60、000円

2 施設費については、日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学の学生(卒業生を含む)は半額とする。

(納付方法)

第23条 授業料等は、年額を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があつて、校長の許可を受けたときは、4月、10月の2回に分納することができる。

2 既納の受験料、入学金及び授業料等は原則としてこれを返還しない。

(健康診断)

第24条 年1回、別に定めるところにより、生徒の健康診断を実施する。

附 則

1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この学則の施行上必要な細則は、学院長が別に定める。

3 昭和58年度以前に入学した生徒に対する教育課程及び学費は、第7条及び第24条の規定にかかわらず、なお従前の通りとする。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この学則の施行に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、入学金及び入学時の施設費については、平成元年3月31日までに入学を許可された者は、なお従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、受験料については平成2年度入学するものから適用する。

一〇五 私立大井幼稚園設立認可願及規則 (大正八年四月一日設置)

(前文略)

私立幼稚園設立認可願

今般東京府在原郡大井町字北濱川九百六十九番地ニ於テ別紙要項ノ通私立幼稚園設立致度候様御認可相成度此段相願候也

大正八年一月廿一日

東京府在原郡大井町千四百四十九番地

社團法人 日本體育會長 比志島義輝印

東京府知事 法學博士 井上 友一殿

私立幼稚園設立要項

一 園名 私立大井幼稚園

一 位置 東京府在原郡大井町字濱川九百六十九番地

一 開園期日 大正八年四月一日

一 定員 八十名

(校舍圖面略)

經費

收入

一金 千六百八拾圓 保育料

支出

一金 六百圓 保姆二人俸給一人平均一ヶ月金貳拾五圓

一金 三百六十圓 助手二名一人平均一ヶ月拾五圓

一金 貳百圓 兒童保育品費

一金 五拾圓 備品費

一金 八拾圓 消耗品費

一金 拾圓 通信費

一金 貳百七拾五圓六拾八錢 園舍借地料

一金 八拾四圓參拾貳錢 園舍修繕費

一金 貳拾圓 火災保險料

計 貳千六百六拾圓

維持法

維持ノ方法ハ前記ノ如ク大體兒童ノ保育料ヲ以テ支辨スト雖モ臨時費ヲ要シ經費ニ不足ヲ生スル片ハ設立者之ヲ負擔ス

大井幼稚園規則

第一條 私立大井幼稚園ハ幼兒心身ノ發達ヲ計リ善良ナル習慣ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 私立大井幼稚園ノ保育事項ハ遊戲唱歌談話手技トス

第三條 幼兒ノ年齡ハ滿三年ヨリ小學校就學ニスルマテトス

第四條 幼兒ノ定員ハ凡八十名トス

第五條 一ケ年ヲ分チテ三期トス

第一期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第六條 保育時數ハ每週凡二十二時トス 但シ夏季休業ノ前後各三週以内ハ之ヲ減スルコトアルヘシ

第七條 休業日ノ左ノ如シ

一 祝日 二 祭日 三 皇后陛下御誕辰 六月二十五日 四 靖國神社祭日 四月三十日、十月二十三日 五 日曜日 六 記念日 七 春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル 八 夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル 九 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第八條 入園ノ期ハ毎年四月トス 但シ缺員アルトキハ臨時ニ入園ヲ許スコトアルヘシ

第九條 入園ヲ願フ者ハ左記ノ履歴書ヲ差出スヘシ(用紙ハ園ヨリ交付スルニ付略ス)

第十條 入園ヲ許可セラレタルモノハ入園料金貳圓ヲ納ムヘシ

第十一條 入園ヲ許可セラレタルモノハ保護者ヨリ左記ノ在園證書ヲ差出スヘシ(用紙ハ園ヨリ交付スルニツキ略ス)

保護者ハ本郡若シクハ其附近ニ住居シ丁年以上ニシテ一家計ヲ立ツル者ニ限ル

第十二條 保育料ハ幼児ニ付一ケ年金拾八圓トス

第十三條 保護者ハ幼児出席ノ有無ニ拘ハラズ毎年毎期若クハ毎月(八月ヲ除ク)始業ノ日ヨリ七日以内ニ保育料ヲ納付スヘシ

第十四條 每期若シクハ毎月ニ分納スル保育料金額ヲ左ノ如ク定ム

每期第一期及第二期 各金六圓七拾五錢 第三期 金四圓五拾錢 毎月(八月ヲ除ク)

四月、十月 各金貳圓貳拾五錢
五月、六月、七月、九月、十一月、十二月、一月、二月、三月、各金壹圓五拾錢

第十五條 半途ニ入園シタル幼児ノ保育料ハ前條ノ規定ニヨリ入園シタル月以後ノ分ヲ入園後七日以内ニ納付スヘシ

第十六條 半途ニ退園シタル幼児ニシテ退園ノ翌月分以後ノ保育料ヲ納付シタル場合ニハ前條月割額ニヨリテ其月以後ノ分ヲ返附ス

第十七條 保育料ヲ忘納スルモノハ退園ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 幼児又ハ保護者ノ轉居シタル時ハ保護者ヨリ直チニ届ケ出スヘシ

第十九條 幼児ノ缺席スルコト一週間ヲ超ニルトキハ其ノ事由ヲ届ケ出スヘシ

但シ幼児傳染病ニ罹リタルトキハ直チニ其病狀ヲ届出スヘシ

第二十條 退園セントスル者ハ其理由ヲ具シ保護者ヨリ其旨申出ツ可シ

第二十一條 左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニハ退園ヲ命ス

一 無届缺席一ケ月以上ニ及ブ者

二 當園教育ノ趣旨ニ適セスト認メタル者

(下略)

一〇六 日本体育會あさひ幼稚園々則（昭和三十年六月二十一日認可）

第一章 總 則

第一條 この幼稚園は学校教育法第七十七条及び第七十八条に従つて幼児を保育し、恵まれた環境を活用し幼児を安全保育し、理想の施設を整備し、その心身の發達を助長することを目的とする。

第一保育期 四月一日から八月三十一日まで
第二保育期 九月一日から十二月三十一日まで

第三保育期 一月一日から三月三十一日まで

第八條 本園の休園は次の通りとする。

一、日曜日

二、國民の祝日

三、夏期休業 七月十一日から九月十日まで

四、冬期休業 十二月二十五月から一月七日まで

五、春期休業 四月一日から四月七日まで

六、学校法人日本体育會創立記念日

七、あさひ幼稚園開園記念日

第九條 始業及び終業の時刻は次の通りとする。

午前九時から午後一時まで、たゞし季節により変更することがある。

第二章 保育年限保育期及休業日

第六條 この幼稚園の保育年限はニヶ年とする。

第七條 一年を次の三保育期に分ける。

第三章 教育課程、保育日時数及び教職員組織

織

第十條 保育内容は

- (1) 健康保育、(2) リズム、(3) 休息、(4) 音楽、
 - (5) 自由遊び、(6) お話、(7) 自然観察、(8) 絵画、
 - (9) 製作、(10) こっこ遊び、劇遊び、人形芝居
- (11) 見学、(12) 年中行事、(ひな祭、端午の節句、学校法人日本体育会体育祭参加) 等である。

第十一條 一日の保育時数は、四時間とし、第十條に従い保育する。

第十二條 この幼稚園に次の教職員をおく。

- 一、園長 一名
- 二、教諭 二名以上
- 三、園医 二名（この内一名を歯科医とす）

四、事務職員 一名

園長は園務を処理し、所属職員を監督する。

第四章 入園、退園、休園、修了及び褒賞

第十三條 入園については、園長の許可を要する。

第十四條 入園しようとする者は、申込書に選抜料を添えて提出するものとする。

第十五條 休園又は退園しようとする者は、その

理由を記して、保護者から園長に届け出るものとする。

第十六條 この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第十七條 心身の發達著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

第五章 選抜料及び保育料、入園料

第十八條 選抜料は二〇〇円とする。

第十九條 保育料は月額一、〇〇〇円とする。

在籍者は出席の有無にか、わらず毎月五日までにその月分を納入しなければならぬ。

第二十條 入園料は一、〇〇〇円とし入園の際納入しなければならない。

第二十一條 既納の選抜料、保育料、入園料等は理由の如何にか、わらず返還しない。

附 則

- 一、この園則は昭和三十年四月一日から実施する。
- 二、この園則実施に必要な細則は園長が定める。

〔日本体育会あさひ幼稚園設置認可申請書〕（昭和三十年四月）

一〇七 日体幼稚園園則（現行）

第一章 総則

第1条 この幼稚園は、学校教育法第77条及び第78条に従つて幼児を保育し、健康教育を重点に、恵まれた環境を活かして、理想の施設を整え、その心身の発達を助長することを目的とする。

第2条 この幼稚園は、学校法人日本体育会が経営し、日体幼稚園という。

第3条 この幼稚園の位置を東京都世田谷区深沢8丁目4番1号に置く。

第4条 この幼稚園に入園できる者は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第5条 この幼稚園の収容定員は、220名とし、学級編成は、満3歳の組、満4歳の組及び満5歳の組とする。

第2章 保育年限保育期及び休業日

第6条 この幼稚園の保育年限は2年及び3年とす

る。

第7条

1年を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

第8条

本園の休園は次のとおりとする。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律に規定する日

3 夏季休業 7月20日から9月10日まで

4 冬季休業 12月20日から1月7日まで

5 春季休業 3月20日から4月7日まで

6 開園記念日 6月21日

7 毎月末の土曜日

第9条

始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

午前9時から午後1時30分まで。ただし、季節により多少変更することがある。

昭利30年6月21日 制 定
平成2年9月19日 最近改正

第3章 教育課程、保育日時数及び教職員組

織

第10条 保育内容は (1) 健康 (2) 人間関係

(3) 環境 (4) 言葉 (5) 表現 (6) 園外保育

(7) 年中行事(体育祭、ひな祭、端午の節句、

日本体育大学諸行事参加)等である。

第11条 1日の保育時数は、4時間30分とし、第10条に従い保育する。

第12条 この幼稚園に次の教職員を置く。

1 園長 1名

2 教諭 8名以上

3 園医 1名

4 園歯科医 1名

5 園薬剤師 1名

6 事務職員 2名

2 園長は園務を処理し、所属職員を監督する。

第4章 入園、退園、休園、修了及び褒賞

第13条 入園は、園長が許可する。

第14条 入園しようとする者は、所定の申込書に必

要書類を添えて提出するものとする。

第15条 休園又は退園しようとする者は、その理由

を記して、保護者から園長に届け出るものとする。

第16条 この幼稚園所定の保育課程を修了した者に

は、修了証書を授与する。

第17条 心身の発達著しく他の模範となる者は、こ

れを褒賞することがある。

第5章 保育料等納付金及び選抜料

第18条 保育料は月額21、600円、教育充実費は月額500円とする。ただし、満3歳の組の保育料は、月額24、600円とする。

2 在籍者は出席の有無にかかわらず毎月5日まで

にその月分を納入しなければならない。

第19条 入園料は113、300円とし、入園の際

納入しなければならない。

第20条 選抜料は5、000円とし、入園申込の際

納入しなければならない。

第21条 既納の保育料及び入園料は、転勤、転居等

により入園できなくなった場合等特別の事由があるものを除き、これを返還しない。

附 則

1 この園則は、昭和30年4月1日から実施する。

2 この園則は、昭和55年4月1日改正し実施する。

3 この園則実施に必要な細則は園長が定める。

附則

この園則は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この園則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この園則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この園則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この園則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この園則は、昭和62年9月9日から施行する。

附則

この園則は、昭和64年4月1日から施行する。

附則

この園則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、選抜料については、平成2年度入学する者から適用する。

附則

この園則は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この園則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、保育料及び教育充実費については、平成3年度入学する者から適用する。

〔「学校法人日本体育会規程類集」〕

二〇八 体操學校同窓會規則（昭和三年当時）

第一章 總則

第一條 本會は体操學校同窓會と稱し、事務所を

東京市外大井町日本體育會体操學校内に置く。

第二條 本會は體育の研鑽に勗め斯道の隆昌發達

を計り、併せて會員相互の親睦を厚うし共濟互助の實を擧ぐるを以て目的とす

第三條 各地に於ける會員の團體は支部として常

に本會と連絡を保つものとす

第二章 會員及役員

第四條 本會の會員は左の二種となす

- 一、正會員（體操練習所卒業生及體操學校卒業生）
- 二、贊助員（體操學校教職員及舊教職員）

第五條 本會に左の役員を置く

- 一、會長 一名 體操學校長を推す
- 二、副會長 二名 幹事會の決議に依り會員中より之を推し會長の承認を経るものとす
- 三、幹事 七名 總會に於て會員中より選舉し會長之を委嘱す

第六條 役員は本會を代表し會務を統轄す

- 會長は本會を代表し會務を統轄す
- 副會長は本會を補佐し臨時必要な場合には會長に代つて會務を總理す
- 幹事は幹事會を組織し本會の豫算及重要事項を審議し庶務及會計事務を掌る
- 會長以外の役員は任期を二ヶ年とす

第三章 總會

第八條 本會は毎年春秋二期に總會を開く

（但し必要に應じ臨時會を開くことあるべし）

第九條 總會期日及臨時會は幹事會の決議による

第四章 會計

第十條 本會の維持費は特志家の寄附及會員の醵

金を以て之に充つ

第十一條 會員は一時金參圓以上を寄附するものとす

す

但新會員は學校卒業の際納付するものとす

す

第十二條 會員には實費を以て會員名簿を頒布し會員の異動を報告す

員の異動を報告す

第十三條 本會は收支決算を毎年一回會員報告す

但會報は雜誌「國民體育」を以て之に代

ふ

第十四條 本會の目的を賛成し、寄附せられたる時は之を受理す

は之を受理す

第五章 雜則

第十五條 本會に功勞ありたる者には相當の方法により表彰することあるべし

より表彰することあるべし

第十六條 會員にして死亡したる時は弔詞或は弔慰

金を贈るものとす

第十七條 會員は異動の都度其職業住所を報告するものとす

〔国民體育〕第一四卷五号（昭和三年五月）

一〇九 日本體育會體操學校昇格期成會規約（昭和五年當時）

第一章 總 則

第一條 本會ハ日本體育會體操學校昇格期成會ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ヲ日本體育會體操學校ニ置ク

第三條 本會ハ日本體育會體操學校ノ専門學校昇格達成ヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ

一、會員ノ醸金及ビ本會ノ目的ニ賛成スル者ヨリ受クル寄附金ノ管理

二、本會ノ目的促進ノ爲メ學事ニ關スル諸制度ノ調査研究

三、其ノ他本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項

第二章 會 員

第五條 本會ハ日本體育會體操學校職員生徒、卒業生及ビ本會ノ目的ニ賛成シタル者ヲ以テ組織ス

第六條 本會ノ事務所ニ左ノ事項ヲ記載セル會員名簿ヲ備フ

一、氏名 生年月日 職業

二、本籍 住所

三、入會ノ年月日

第七條 入會セントスルモノハ其旨ヲ會長ニ申込ムモノトス

第八條 退會セントスルモノハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ會長ニ申出ツベシ

第九條 會員ハ本會ノ財産狀況ヲ任意一覽スルコトヲ得

第十條 會員ハ本規則ニ依リ醸金ヲナス義務ヲ

負フモノトス

第三章 役員

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

二、副會長 二名

三、顧問 若干名、會長之ヲ推薦ス

四、監事 五名

五、委員 若干名

第二十條 役員ハ本會ノ總會ニ於テ會員之ヲ互選シ

會長之ヲ委囑スルモノトス

第十三條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ總會ノ

議長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理

ス

顧問ハ委員會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

監事ハ本會ノ會計及財産ノ狀況ヲ監査スルモノト

ス

委員ハ委員長ヲ互選シ委員會ヲ組織シテ會務ヲ執

行スルモノトス

第十四條 役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ留任ヲ妨ゲ

ズ

第十五條 役員任期中ニ缺員ヲ生ズル時ハ次ノ總會

ニ於テ補選ス

第十六條 本會ニハ有給ノ書記ヲ置ク事ヲ得

第四章 總會

第十七條 本會ノ集合ハ左ノ如シ

一、定時總會、毎年一回春季ニ開催シ左ノ諸件ヲ

評議ス

イ、庶務及ビ會計

ロ、本會ノ事業

ハ、役員ノ改選

ニ、規則ノ修正及ビ變更

ホ、其ノ他必要ナル事項

二、臨時總會、委員會ニ於テ必要ト認メタル場合

臨時ニ之ヲ開催スルモノトス

第十八條 總會ノ議事ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ之

ヲ決ス可ク同數ナル時ハ再議ニ附シ尚ホ決セザル

時ハ否決セラレタルモノトス

第十九條 會長ハ左ノ書類ヲ定時總會ニ提出シ其ノ

承認ヲ求ムベシ

一、財産目録

二、前年度會計決算

第二十條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ記

載シ議長及ビ出席會員二名之ニ署名スルモノトス

前項ノ決議事項ハ之ヲ會員ニ通知スルモノトス

第二十一條 會員ハ入會ノ時ヨリ毎月金參拾錢以上

ヲ釀出スルモノトス、但シ半ヶ年又ハ一ヶ年分ヲ

前納スルモ妨ゲズ

第二十二條 本會ノ經常收入ハ左ノ項目ヨリ成ル

一、會員ノ釀金

二、寄附金

三、其ノ他ノ收入

第二十三條 本會ノ經常支出ハ左ノ項目ヨリ成ル

一、事業費

二、集合費

三、事務費及雜費

第二十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マ

リ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第六章 解散

第二十五條 本會ハ其ノ目的ヲ達成スルニ至リタル

後定時總會ノ決議ヲ經テ財産ヲ處理シタル上解散
ス

〔國民體育〕第一六卷五号（昭和五年五月）

一一〇 體操學校女子部同窓會規約（昭和七年當時）

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ日本體育會體操學校女子部同窓會

ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ東京市外六郷町雜色日本

體育會體操學校女子部内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ母校トノ連絡協調ヲ保チツ、會員

一、事業費

二、集合費

三、事務費及雜費

第二十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マ

リ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第六章 解散

第二十五條 本會ハ其ノ目的ヲ達成スルニ至リタル

後定時總會ノ決議ヲ經テ財産ヲ處理シタル上解散
ス

〔國民體育〕第一六卷五号（昭和五年五月）

相互ノ親睦ヲ厚ウシ兼テ女子體育ノ普及

發達ヲ計リ婦德ノ涵養ニ努ムルヲ以テ目

的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲ニ左記事

業ヲ行フ

1、講演會、講習會開催

2、體育ニ關スル印刷物配布

3、質疑應答

4、研究發表

5、毎年一回會報發行（會計報告、會員氏名等記載）

6、其他本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項

第三章 會員及會費並維持

第五條

本會ハ女子部出身者ヲ以テ組織シ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、正會員（女子部出身者）

二、贊助員（母校職員及舊職員）

第六條

本會ノ維持費ハ特志家ノ寄附及會員ノ醵金ヲ以テ之ニ充ツ

第七條

正會員ハ會費トシテ毎年金壹圓ヲ醵出スルモノトス

第四章 會費保管

第八條

會費ハ校内幹事保管ノ任ニ當リ必要ニ應シ會長ノ承認ヲ經テ支出スルモノトス

但シ校内ニ幹事ナキ場合ハ理事會ノ決議ヲ經テ適任者ヲ定メ會長之ヲ委嘱ス

第五章 役員

第九條

本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名 理事五名 幹事若干名

顧問若干名

第十條

會長ハ日本體育會體操學校女子部長副會長ハ女子部教頭ヲ推戴シ理事ハ幹事會ノ決議ヲ經テ正會員中ヨリ之ヲ推シ會長ノ承認ヲ得ルモノトス幹事ハ總會ニ於テ正會員中ヨリ選舉シ會長之ヲ委嘱ス、顧問ハ本會ニ功勞アル者ヲ理事會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ推薦ス會長以外ノ役員ハ任期ニケ年トス、

第十一條

會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ臨時必要ノ場合ハ會長ニ代ツテ會務ヲ處理ス理事ハ理事會ヲ組織シ重要事項ヲ審議ス幹事ハ幹事會ヲ設ケ本會ノ豫算庶務及會計等ノ事務ヲ掌ル顧問ハ理事會或ハ總會ニ於テ意見ヲ述べ又ハ諸般ノ相談ニ應ズ

第六章 理事會及總會

第十二條 理事會ハ必要ニ應ジ隨時之ヲ開ク

第十三條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ應ジ之ヲ開クコトアルベシ

第十四條 但シ總會ハ開催一ヶ月前會員ニ通知ス
總會ニ於テハ會務會計ノ報告及重要ナル
事項ヲ協議ス

第七章 雜 則

第十五條 本會ノ規約ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザ
レバ變更スルコトヲ得ズ

第十六條 本會ニ功勞アリタル者ニハ適當ノ方法ニ
依リ表彰スルコトアルベシ

第十七條 會員ニシテ死亡シタル時ハ弔辭或ハ弔慰
金ヲ贈ルモノトス

一一 新々會々則 (昭和十四年)

第一條 本會ハ新々會と稱ス 事務所ヲ東京市日
黒區第一高等學校内ニ置ク

第二條 本會ハ興亞体育ノ隆昌ト斯道ノ革新的の進
歩トヲ期シ併セテ會員ノ親和ヲ圖リ協力
共濟ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ其ノ目的達成ノ爲ニ左ノ事業ヲ行
フ

1 体育ニ關スル調査研究並ニ指導

第十八條 會員ハ異動ノ都度其職業住所ヲ本會ニ報
告スルモノトス

第十九條 本會ノ目的ニ賛成シ金品ヲ寄附セラレタ
ル時ハ之ヲ受理シ感謝狀ヲ贈呈スルコト
アルベシ

第二十條 會員ニシテ規約變更ノ希望アルモノハ其
理由ヲ付シ總會十日前迄ニ同窓會宛通知
スルモノトス

(「國民體育」第一八卷六号(昭和七年六月))

2 体育指導者養成機關ノ調査研究
3 其他目的達成ニ必要ナル事項

第四條 本會ハ日本体育會体操學校卒業者及同志
ニシテ本會ノ趣旨ニ賛成シタルモノヲ以
テ組織ス

第五條 本會ハ各道府縣ヲ單位トシタル支部ヲ設
ケ支部長ヲ置クコトヲ得

但細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六條

本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長一名 幹事會ノ決議ニ依リ會員中ヨ
リ之ヲ推ス
顧問 若干名

相談役 若干名 顧問及相談役ハ幹事會

ノ決議ニ依リ會長之ヲ依囑ス

幹事 若干名（内幹事長一名）總會ニ於

テ會員中ヨリ選舉シ會長之ヲ依囑ス

第七條

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總轄ス

幹事ハ幹事會ヲ組織シ本會ノ重要事項ヲ

審議ス

顧問及相談役ハ本會ノ諮問機關トス

第八條

役員ノ任期ハ二ケ年トス

第九條

本會ハ毎年春秋二回總會ヲ開クモノトス

但シ必要ニ應ジ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十條

本會ノ經費ハ會員ノ躉金及特志家ノ寄附

ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條

本會々員ハ年額金壹圓ヲ納付スルモノト

ス

第十二條

本會ハ收支決算ヲ毎年一回總會ニ報告ス

但會計年度ハ曆年トス

第十三條

本會々則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ經ルヲ要
ス

『附則』

本會ニ入會セントスルモノハ職業及住所
氏名ヲ明記シテ新々會事務所ニ申込マレ
タシ

〔國民體育〕第二六卷八号（昭和十四年八月）

一一二 日體同窓會規則（昭和十六年四月一日改正）

第一章 總 則

第一條 本會ハ日體同窓會ト稱ス

第二條 本會事務所ハ東京市世田谷區深澤町三丁目三七〇財團法人日本體育會ニ置ク

第三條 本會ハ國體ノ本義ヲ體シ全會員一致協力體育ノ研鑽ト斯道ノ隆昌トニ勗メ親和共濟ノ實ヲ擧ゲ以テ體育報國ノ誠ヲ效サンコトヲ期ス

第四條 本會ハ各道府縣ヲ單位トシタル支部ヲ設ク 支部ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 本會ハ第三條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、皇國精神涵養ニ關スル企畫

二、體育ニ關スル各種ノ調査研究

三、體育ニ關スル圖書類ノ刊行

四、其ノ他必要ト認ムル事項

第二章 會員及役員

第六條 會員ハ體操練習所、體操學校、日本體育專門學校卒業者トス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名 日本體育專門學校長ヲ推戴ス

二、顧問 若干名 (内一名ヲ常任顧問トシ日本體育會總務理事ヲ推ス)

三、幹事 若干名 (内常任幹事五名以内トシ其ノ一名ヲ幹事長トス) 會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス

四、支部長 第四條ニヨル各道府縣ノ支部長ハ當該支部ニ於テ選定シ會長ノ承認ヲ受クルモノトス

第八條 役員ノ任務左ノ如シ

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

顧問ハ必要ニ應ジ本會事業ノ審議ニ參畫ス

幹事ハ本會ノ重要事項ヲ審議ス

常任幹事ハ常務ヲ掌理シ支部トノ連絡人事ノ斡旋ヲナス

幹事長ハ會長ノ命ヲ受ケテ會務ヲ處理シ幹事會ヲ開ク

支部長ハ支部ヲ統率シ且幹事會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第九條 役員(顧問ヲ除ク)ノ任期ハ二年トス 但シ重任ヲ妨ゲズ

第十條 本會ハ毎年一回總會及支部長會議ヲ開ク 但シ必要ニ應ジ臨時會ヲ開クコトアルベシ

第十一條 總會期日及臨時會ハ會長之ヲ定ム

第四章 會計

第十二條 本會ノ經費ハ入會金、支部負擔金、日本體育會補助金及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 會員ハ入會ノ際入會金五圓ヲ本部ニ納付スルモノトス

第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル毎年一回總會ニ於テ收支決算ヲ報告ス

第十五條 本會ニ功勞アリタル者ニハ適當ナル方法ニヨリ表彰スルコトアルベシ

第十六條 會員ニシテ死亡シタル時ハ弔辭ヲ贈ルモノトス 尙弔慰金ヲ贈ルコトアルベシ

第十七條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シタル者アル時ハ之ヲ除名ス

第十八條 本會ノ會報ハ雜誌「國民體育」ヲ以テス

第十九條 會員ハ異動ノ都度其ノ職業住所ヲ本部及支部ニ報告スルモノトス

第二十條 本會則改正ノ必要アリタル時ハ支部長會議ニ諮リ會長之ヲ改ム

一一三 日體同窓會支部細則（昭和十六年）

第一條 日體同窓會ハ會則第四條ニ依リ設立シタル時ハ支部名簿、支部會則ヲ作成シテ支部設立ノ報告ヲナシ

會長ノ承認ヲ經ルモノトス

第二條 支部ハ其ノ所在道府縣ノ名ニ因リ日體同窓會何々支部（「同窓會」ノ三字ヲ省略スルコトアルベシ）ト

稱ス

第三條 支部ノ承認ヲ經タル時ハ直ニ支部役員ヲ選出シ本部ニ通報ノ上會長ノ委囑ヲ受クルモノトス

第四條 支部ハ一定ノ事務所ヲ設ケ役員中事務責任者ヲ置クコトヲ要ス

第五條 支部ニ備フベキ簿票左ノ如シ

一、支部沿革誌 二、役員名簿 三、會員名簿 四、會計簿一式 五、其ノ他

第六條 支部會則ノ改正役員ノ變更アリタル時ハ其ノ都度必ズ本部ニ報告シ承認ヲ得ベキモノトス

第七條 支部ニ要スル經費ハ當該支部會員ノ會費、本部ノ補助金及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 支部長ハ毎年五月一日現在ヲ以テ會員名簿ト共ニ其ノ狀況ヲ六月三十日迄ニ必ズ本部ニ報告シ且負擔

金（會員一人當金五拾錢ノ割）ヲ納付スルモノトス

第九條 支部ニ於テ近縣合同ノ上臨時大會ヲ開催スル場合ハ豫メ本部ニ通報連絡ヲ取ルモノトス

附則 從來既ニ支部ヲ設置セル道府縣ニアリテハ本部會則及支部細則ニ據リ會名、會則等ノ整理ヲナシ直

ニ本部ニ報告シ會長ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス